

LIBRA

2026年 9 月号

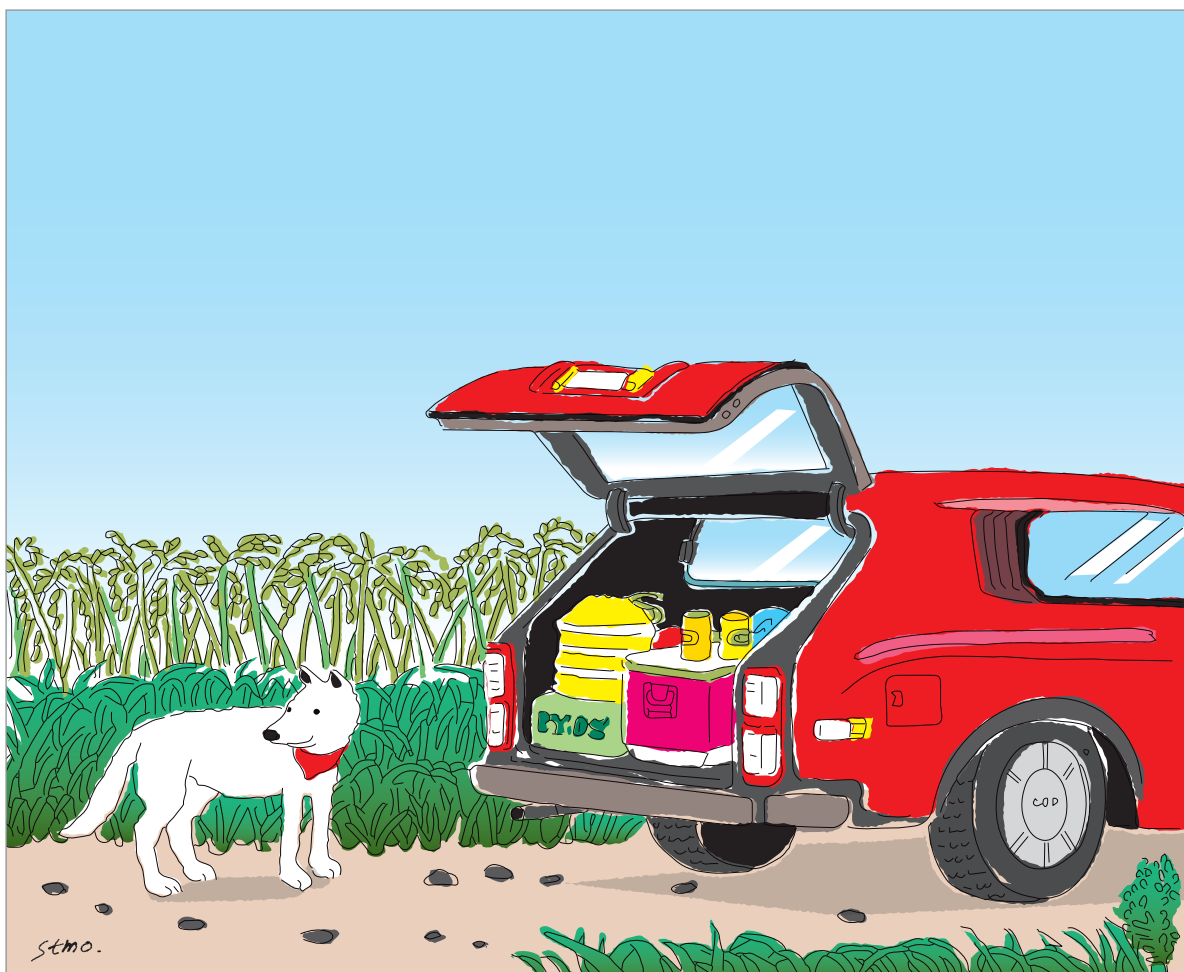
〈特集〉

「フェーズ3時代の到来—弁護士が知っておくべき サイバーセキュリティの12のポイント」 —民事裁判手続オンライン化に備えるために

〈インタビュー〉

「世界一大きな絵」プロジェクト主宰

特定非営利活動法人アース・アイデンティティー・プロジェクト代表 河原 裕子さん



第2回東弁べんとらーフォトコンテスト入賞作品

2026年2月16日から3月31日にかけて、SNS上で開催された「第2回東弁べんとらーフォトコンテスト」の入賞作品をご紹介します。今年もバラエティ豊かな名ショットが集まりました。べんとらーを様々な場所へ連れ出していただき、ありがとうございました。撮影者のユーモアが溢れる魅力的な写真の数々をお楽しみください。

■ X (旧Twitter) <https://x.com/TobenMedia>

■ Instagram https://www.instagram.com/toben_media/

**世界遺産ケルン大聖堂とパチリ！
グローバルに羽ばたくべんとらーで賞**



Suzuki Atsushi さん

**ガッツリ家系ラーメンと！
袋のままで汁ハネ対策はパッチリで賞**



なみかぜ さち さん

**白いお花でおめかし！
可愛さも満開で賞**



よしだ さん

**春満開！
桜とべんとらーが綺麗で賞**



mayumi さん

**弁護士会の看板を背負って立つ！
ちっちゃな大黒柱で賞**



村山栄治 さん

**真っ赤ないちごとベストマッチ！
いちご狩り満喫で賞**



MR09 さん

**タグで所属アピールは完璧！
東京弁護士会を背負って立つで賞**



おさしみどり さん

**目指せベストスコア！
青空の下でナイスショットで賞**



Rin さん

**ロマンを求めて歴史散策！
仲良しコンビで楽しい旅の思い出で賞**



りんごのメモ帳 さん

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2026年9月号

特 集

02 「フェーズ3時代の到来—弁護士が知っておくべき サイバーセキュリティの12のポイント」 —民事裁判手続オンライン化に備えるために

インタビュー

14 「世界一大きな絵」プロジェクト主宰 特定非営利活動法人アース・アイデンティティー・プロジェクト代表 河原裕子さん

ニュース&トピックス

- 18 ・国際弁護士連盟（UIA）と当会の共同セミナー報告
・広島弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告
・シンポジウム「再審法改正を考える」実施報告

連 載 等

- 22 常議員会報告（2026年度 第3回／第4回／第1回臨時）
- 27 理事者室から
日々の雑感～半年が過ぎて～ 栢割秀和
- 28 オアシスからのお知らせ
東京三弁護士会合同研修会「成年後見実務の運用と諸問題」
- 31 今こそ変えるぞ！再審法
第12回 再審法改正の国会審議の状況について（前編） 河井匡秀
- 32 経験者に聞く弁護士任官—Season4—
第2回 民事調停官・家事調停官の職務と魅力 勝野めぐみ・廣江 茜・渡邊未来子
- 34 パブリック事務所のこれから
第3回 刑事弁護人のすそ野を広げるべく、
刑事弁護について知ってもらう活動について 渡邊良平
- 36 法律家のための税法知識
第15回 共有物分割の場合における不動産取得税の課税 山本常幸
- 38 東京三弁護士会 地方裁判所委員会・家庭裁判所委員会バックアップ協議会 活動報告
東京地方裁判所委員会報告「民事調停制度の利用促進について」 奥 国範
- 39 東弁今昔物語～150周年を目指して～
第46回 弁護士自治の獲得と東弁100年の歴史 堂野達之
- 41 こんな活動しています～法律研究部・同好会～
vol.16 金融取引法部 金融法で楽しく視野を広げる 田附周平
- 42 わたしの修習時代
幸せ体験 あっという間の2年間 37期 淵脇みどり
- 43 77期リレーエッセイ
新人弁護士、AIを食む 関 菜穂
- 44 お薦めの一冊
『神様』 中澤 泉
- 45 コーヒーブレイク
信長は、六話目に現れる。—コテンラジオのすすめ— 町田弘香
- 46 会長声明
- 55 インフォメーション



東弁公式キャラクター『べんとらー』

「フェーズ3時代の到来—弁護士が知っておくべきサイバーセキュリティの12のポイント」 —民事裁判手続オンライン化に備えるために

近年進められてきた民事裁判手続のIT化は、いよいよ「フェーズ3」の段階に入った。今後、訴状のオンライン提出などを始めとして、民事裁判手続全体がオンラインで行われていく時代が到来することを意味する。そうすると、我々弁護士にとって、業務の根幹に関わる情報の安全性への配慮と、それを支えるサイバーセキュリティの知識が、これまで以上に重要になってくる。自らが情報管理の不備によりサイバー攻撃の踏み台となってしまう、他の関係者に多大な損害を与える可能性もあるのである。

東京三会の弁護士業務妨害対策委員会では、2016年にインターネット弁護士業務妨害対策プロジェクトチーム（以下「本PT」という）を立ち上げサイバーセキュリティを調査研究しているが、2024年10月、「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（第二版）」*1を公開し、2025年1月には、東京三会の会員向けにサイバーセキュリティ講義を実施した。

本稿では、同講義に登壇した本PTメンバーが執筆者となって、弁護士が最低限押さえておくべきサイバーセキュリティの知識・対策について、12のポイントを挙げて解説する。基礎的な用語の確認やパスワード管理、ソフトウェアのアップデートといった基本的な事項から、生成AI時代における情報の扱い方、万が一の事故に備えるためのサイバー保険の活用法まで幅広く取り上げている。

弁護士業務妨害対策特別委員会

CONTENTS

ポイント① 「情報セキュリティ」「サイバーセキュリティ」って何？	3頁
ポイント② 情報セキュリティの3要素とは？	3頁
ポイント③ サイバー攻撃の手口と実例を把握しよう。	4頁
ポイント④ 日々進化するサイバー攻撃に備え最新の情報を収集しよう。	7頁
ポイント⑤ 意識改革！	8頁
ポイント⑥ パスワード管理！	8頁
ポイント⑦ 添付ファイルを安全に送るためにはパスワードの伝え方に気をつけよう！	9頁
ポイント⑧ クラウドサービスに情報をアップロードする前にアップロードしてよいか確認しよう！	9頁
ポイント⑨ 万が一サイバー攻撃を受ける場合に備えて、サイバー保険の加入を検討しよう。	10頁
ポイント⑩ サイバー保険の付帯サービスも有用である。	11頁
ポイント⑪ SNSアカウント乗っ取りと弁護士の信用毀損リスク—実務者に求められる備えとは？	11頁
ポイント⑫ 生成AI活用と情報漏えいリスク—弁護士実務に求められる慎重な姿勢	12頁
「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（第二版）」ご利用のご案内	13頁

*1：当会会員サイト https://www.toben.or.jp/members/iinkai/gyoumubougai/file/cyber_security_manual_No2.pdf

ポイント①

「情報セキュリティ」「サイバーセキュリティ」って何？

よく耳にする「情報セキュリティ」とはそもそも何を意味する言葉であろうか。

「情報セキュリティ」とは、要は組織や個人の情報を守ることである。より正確に言うと、許された者のみが（「機密性 (Confidentiality)」）、正確な情報を（「完全性 (Integrity)」）、利用できる（「可用性 (Availability)」）状態を維持することとされている。総務省等の公的機関も、情報セキュリティの定義としてこの3要素が維持された状態という定義を採用しており、日弁連の弁護士情報セキュリティ規程もこの定義に従っている（2条1項）。

似た用語として「サイバーセキュリティ」がある。

これは基本的には「情報セキュリティ」と異なる意味ではないと解されているが、全く同じではない。「サイバーセキュリティ」という概念はサイバーセキュリティ基本法に定められているところ、同法において保護の対象となる「情報」は「サイバーセキュリティ」の定義上、「データ」に限定されている。よって、例えば、何らかの手段を用いて人の記憶にある機密性の高い情報を引き出そうとする諜報活動を防止するための措置は、「サイバーセキュリティ」の対象ではないが、「情報セキュリティ」の対象とはなり得ることとなる。

〔第二東京弁護士会 会員 阿部 克臣 (62期)〕

ポイント②

情報セキュリティの3要素とは？

(1) 機密性 (Confidentiality)

前述の3要素のうち、「機密性」(Confidentiality)とは、情報へのアクセスを認められた者だけが、その情報にアクセスできる状態を確保することを言う。逆に言えば、認められていない者には情報を使用（アクセス）させないということである。

法律事務所では、事務所で管理する顧客に関する様々な情報については、事務所内の所員だけがアクセスでき、外部からアクセスできないことである。機密性が損なわれ、情報が漏えいし、悪用されれば、顧客からの信頼の喪失に留まらず法的な責任を負うリスクも生じてくる。

機密性の高い情報は、できるだけ情報にアクセスできる人を減らすことで漏えいや悪用されるリスクを減らすことができる。例えば、機密性の高い情報を保有しているパソコンやサーバにログインできる人や方法を制限するなどのルールを設定したり、パスワードにより管理したりする方法がある。

(2) 完全性 (Integrity)

3要素の2つ目の要素である「完全性」(Integrity)とは、情報が破壊、改ざん又は消去されていない状態を確保することを言う。言い換えれば、「正確な情報を」利用できる状態を確保することである。

サイバー攻撃と言うと情報の取得を狙ったものが多いと思われるが、最近は情報の破壊、改ざん又は消去を行う例も少なくない。ウェブサイトの改ざんが典型であり、法律事務所や弁護士会の被害も報告されている。

また、故意による情報の破壊、改ざん又は消去に限らず、過失による情報の消去もあるし、地震や火災などにより情報が消失し業務の継続性が困難になることもある。

完全性を高めるためには、前述の(1)機密性で述べたように、できるだけ情報にアクセスできる人を減らすことが重要である。また、情報にアクセスした者の操作や変更のログを残しておき、あとから変更したことが分かるようにすることにより、過失による変更や

犯罪者による変更を修復し、元に戻すことができることもある。さらに、可用性を確保するための方策の一つでもあるが、情報をバックアップすることにより、情報を消失したり改ざんされたりしても、消失前や改ざん前の状態に修復したり、いかなる情報が消失したか、改ざんされたかを確認したりすることが可能となる。

(3) 可用性(Availability)

3要素の最後の「可用性」(Availability)という言葉について、多くの弁護士は、普段、聞き慣れないかもしれないが、情報へのアクセスを認められた者が、必要時に中断することなく、情報及び関連資産にアクセスできる状態を確保することを言う。簡単に言えば、いつでも情報を利用可能な状態にしておくことである。可用性の低下を招く代表例として、情報機器のトラブルやサイバー攻撃がある。前者では、情報を管理しているパソコン、スマートフォン、サーバなどの情報機器に、電源の中断や容量不足、システム変更の失敗などでトラブルが生じると、当該情報機器が管理している情報にアクセスできなくなってしまう。また、後者の例として、パソコンなどの情報を暗号化して読めないようにして身代金を要求する「ランサムウェア」があり、法律事務所の被害も報告されているが、この攻撃を受けると暗号化された情報機器

が管理している情報にアクセスできなくなってしまうている。

可用性を維持するためには、複数のパソコンの利用、ハードウェア・ソフトウェアともに安定したシステムの構築、またサイバー攻撃から防御するためにシステムを最新に保つこと、さらに情報を確実にバックアップすることなどが重要となる。

(4) 3要素を維持するための事前・事後の対応が必要

以上のとおり、情報セキュリティとは、「許された者のみが(機密性)」、「正確な情報を(完全性)」、「利用できる(可用性)」状態を維持することである。

「機密性」、「完全性」、「可用性」を維持できなかったことにより、事故が生じる。これを維持するためには、事故を未然に防止する事前の対策が必要となる。しかし、事前の対策をいくら取ったとしても、事故の発生を完全に防止することはできない。事故が発生してしまった場合には、「機密性」、「完全性」、「可用性」を回復する事後の対応が必要となる。

また、「機密性」「完全性」の維持の対策に傾きすぎるとルールが厳格になり、効率性が著しく悪くなり、「可用性」を損なうことになってしまうこともあるので、「機密性」「完全性」「可用性」のバランスも重要である。

〔第二東京弁護士会 会員 阿部 克臣 (62期)〕

ポイント③

サイバー攻撃の手口と実例を把握しよう。

法律事務所は、弁護士業務を遂行する上で、顧客の個人情報や営業上の秘密に該当する重要な情報を多数取り扱っている。そのため、万が一、法律事務所がサイバー攻撃の被害に遭ってしまった場合には、顧客に多大な損害を与えかねないことはもとより、弁護士に対する信用も失墜する事態も起こり得る。サイバー攻撃の被害に遭わないように備えるためには、まずサイバー攻撃の手口とその実例を知ることから始まる。以下では、法律事務所も狙われるサイバー攻撃の実例を紹介する。

1 マルウェア

マルウェアとは、不正かつ有害な動作を行う悪意を持ったソフトウェアのことを指す。マルウェアの中でも、近年では、ランサムウェアとEmotet (エモテット)、サポート詐欺が特に猛威を振っている。

ランサムウェアとは、パソコンなどの情報を暗号化して読めないようにして、身代金を要求するマルウェアである。2017年に世界的に流行したWannaCryptor (WannaCry、Wクリプトとも呼ばれる) がその代表である。

ランサムウェアによる被害としては、神奈川県弁護士会所属弁護士の法律事務所がランサムウェアに感染し、法律事務所内の共有サーバ内の電子データが使用できない状態になり、サーバ内のデータが漏えいした可能性も指摘されている実例が挙げられ、自分にはサイバー攻撃なんて無縁であるとは言えない状況にあることが分かる。

また、隣接士業の例ではあるが、2023年6月、「社労夢」というクラ

ウドサービスを提供する会社のサーバがランサムウェアによる攻撃を受け、クラウドサービスが約1か月もの長期にわたって停止し、「社労夢」を利用する多数の社会保険労務士事務所の業務に大きな支障が生じた被害実例も注目される。

次に、マルウェアの一種であるEmotetは、情報の窃取に加え、さらに他のマルウェアへの感染のための足掛かりとして利用されるマルウェアである。Emotetは、業務上開封してしまいそうな巧妙な文面の電子メールにマルウェアが添付されている点に特徴があり、注意が必要と言える。

Emotetによる被害としては、弁護士の利用する端末がEmotetと思われるマルウェアに感染した結果、メールの内容やメールアドレス等が窃取され、メール



ランサムウェア (WannaCryptor) に感染させられた端末の画面 (IPA)

※図出典：独立行政法人情報処理推進機構「事業継続を脅かす新たなランサムウェア攻撃について～「人手によるランサムウェア攻撃」と「二重の脅迫」～」(P4より抜粋)

のやりとりを行ったことのある他の会員や日弁連の職員宛てに、スパムメールが送信されたり、メールのやりとりを行ったことのある他の会員や日弁連の職員の名前を騙って、スパムメールが送信されたりした実例が挙げられる。日弁連では、2020年10月、会員向けウェブサイトに『「Emotet」と呼ばれるコンピュータウイルスに関する注意喚起』を掲載して注意を促している。

サポート詐欺とは、ユーザーがインターネットなどを閲覧中に、突然マルウェアに感染したかのような偽の画面を表示させるなどして、ユーザーの不安を煽り、画面に表示されたサポート窓口に電話をかけさせ、遠隔操作ソフト等をダウンロード、インストールさせ、サポートの名目で金銭を騙し取ろうとするものである。

サポート詐欺による被害としては、長野県の教員の業務用端末がマルウェアに感染したとする偽の警告画面が表示されたことから、教員が画面の指示に従って連絡先に電話をかけ指示に従ったところ、生徒の成績・進路資料等の情報が保存されていたパソコンを遠隔操作された実例が挙げられる。

2 電子メールやウェブサイトの閲覧による攻撃

標的型攻撃とは、特定の組織や人物を狙って電子メールやSNSを用いてサイバー攻撃を仕掛けるサイバー攻撃である。電子メールの添付ファイルを実行させる、ウェブサイトのURLをクリックさせる、メッセージやチャットから誘導してマルウェアに感染させるという手法が用いられる。



※内閣サイバーセキュリティセンター
「インターネットの安全・安心ハンドブック Ver5.10」より

標的型攻撃による被害としては、日本年金機構が攻撃され、日本年金機構の職員が、攻撃者から送信された電子メールを開封し、添付ファイルを実行するなどしたことにより、約125万人分の個人情報が流出した実例が挙げられ、標的型攻撃の被害に遭ってしまうと多大な情報漏えいの被害が発生してしまうことが見て取れる。

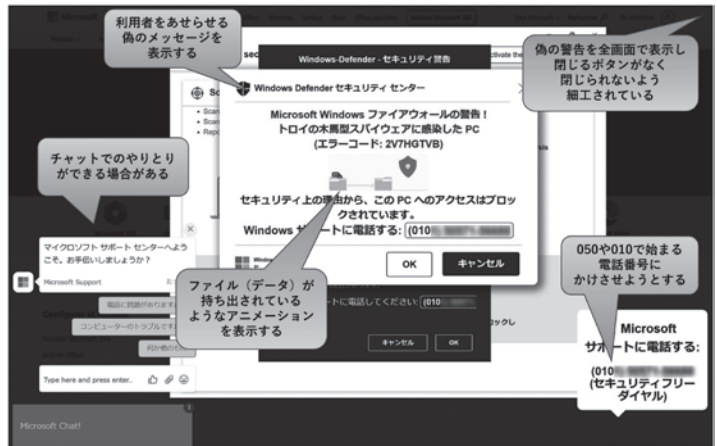
次にビジネスメール詐欺とは、海外の取引や自社の経営陣になりすまし、偽の電子メールを送って入金を促したり、個人情報が含まれたリストの送付を促したりする詐欺のことで、BEC詐欺（バック詐欺）などとも呼ばれている。

ビジネスメール詐欺による被害としては、JAL本社財務部に対して、「ボーイング777型」をリースしている米国の金融会社の担当者を装った者から、リース料の支払先を香港の銀行の別名義口座に変更した旨の偽の請求書が添付された電子メールが届き、当該メールを信じたJALの担当者が、指定された香港の銀行口座に約3億6000万円を振込送金してしまった実例が挙げられる。

3 ウェブサイトへの不正アクセスによる攻撃

ウェブサイトへの不正アクセスによる改ざんの被害は世界中で発生しており、日本の弁護士や弁護士会のサイトが改ざんされる事例也多発している。

ウェブサイトへの不正アクセスによる被害としては、札幌弁護士会所属弁護士のウェブサイトがハッキングされ、第一東京弁護士会所属の弁護士への殺害予告



サポート詐欺の画面イメージ (IPA)

※図出典：独立行政法人情報処理推進機構「偽セキュリティ警告（サポート詐欺）対策特集ページ」より抜粋

やわいせつ画像等がウェブサイトに掲載された実例が挙げられる。もし仮に自己が経営する法律事務所のウェブサイトが不正アクセスによる攻撃を受けてしまった場合を考えると、とても他人事には思えないのではないかな。

4 フィッシングによる攻撃

フィッシングとは、金融機関や企業など、信頼できる送信元を装った電子メールなどを不特定多数の人又は特定の標的に送って、ID、パスワード、クレジットカード番号、個人情報、財産、企業秘密などを入力させて騙し取るネット詐欺の一種である。

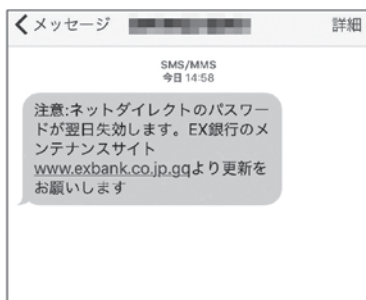
フィッシングの方法としては、金融機関等のお知らせを装った電子メールを送り、「情報確認のため」等と称してURLをクリックさせ、あらかじめ用意した本

標的型メールとスパムメールの例

標的型メールの例



スパムメールの例 SMSを使った例



※内閣サイバーセキュリティセンター「インターネットの安全・安心ハンドブック Ver5.10」より

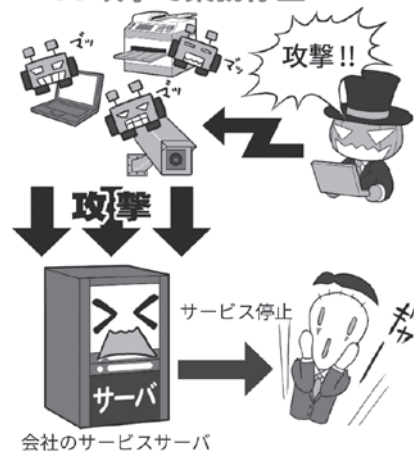
物のサイトにそっくりな偽サイトにユーザーを誘導し、誘導された先の偽サイトでIDやパスワード、クレジットカード情報や口座番号等を入力させ、入力させた情報を盗み取るというものである。

弁護士業務を行う上で、報酬口座や預り金口座でインターネットバンキングを利用している弁護士も少なくないと考えられるが、万が一、インターネットバンキングのIDやパスワードが、フィッシングにより不正に取得されてしまうと、不正送金が行われて多額の被害が発生しかねないことを意識しておくことが必要である。

5 DoS 攻撃、DDoS 攻撃

DoS 攻撃 (Denial of Service Attack) とは、攻撃目標となるウェブサイトやサーバに対し、大量のパケットを送り込むことで、高い負荷を掛けてウェブサイトやサーバをダウンさせて、サービスを妨害するという攻撃手法を指す。DDoS 攻撃 (Distributed Denial of Service Attack) とは、多数のコンピュータを用いたDoS攻撃を指す。

ボットネットからの DDoS 攻撃で業務停止



※内閣サイバーセキュリティセンター
「インターネットの安全・安心ハンドブック Ver5.10」より

DoS 攻撃・DDoS 攻撃による被害としては、2024年12月、日本航空や三菱UFJ銀行が同日中に攻撃を受け、空港やネットバンキングに一時不具合が発生した実例が挙げられる。

[会員 服部 毅 (60期)]

ポイント④

日々進化するサイバー攻撃に備え最新の情報を収集しよう。

ChatGPTなどの生成AIの性能が飛躍的に向上するのに合わせて、サイバー攻撃も生成AIを悪用するなどして日々進化している。日々進化するサイバー攻撃に備えるには、情報セキュリティに関する最新の情報を収集することが欠かせない。

情報収集先としては、国家サイバー統括室 (NCO : 旧内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)) や警察庁のサイバー警察局 Web サイト、総務省の国民のためのサイバーセキュリティサイト、独立行政法人情報処理推進機構 (IPA) の情報セキュリティページなどが挙げられる。これらのウェブサイトのうち、例えば、IPAのウェブサイトでは、偽セキュリティ警告 (サポート詐欺) 対策特集ページを設けており、サポート詐欺の画面の閉じ方を体験することができる。事前にサポート詐欺の画面を疑似体験することで、慌てること

情報収集先ウェブサイトの例

国家サイバー統括室(NCO)【内閣官房】

※旧内閣サイバーセキュリティセンター (NISC)

<https://www.nisc.go.jp/>

サイバー警察局【警察庁】

<https://www.npa.go.jp/bureau/cyber/index.html>

国民のためのサイバーセキュリティサイト【総務省】

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/cybersecurity/kokumin/

独立行政法人情報処理推進機構(IPA)

<https://www.ipa.go.jp/>

偽セキュリティ警告(サポート詐欺)対策特集ページ(IPA)

<https://www.ipa.go.jp/security/anshin/measures/fakealert.html>

サポート詐欺の電話番号に電話をかけてみた(動画公開)

<https://www.jc3.or.jp/threats/examples/article-570.html>

なく適切に対応することができ、サポート詐欺による被害を未然に防ぎやすくなる。

また、一般財団法人日本サイバー犯罪対策センター(JC3)のウェブサイトでは、実際にサポート詐欺の電話番号に電話をかけた際のやりとりを動画にまとめ

たものが公開されており、サポート詐欺の手口を把握する上で役立つ。

是非本稿をご覧になった方は、前記各サイトを実際に確認することをお勧めする。

[会員 服部 毅 (60期)]

ポイント⑤

意識改革！

サイバーセキュリティ対策の基本として忘れてはならないのは、何よりも意識改革である。往々にして「自分は狙われるような情報を持っていない」「怪しいウェブサイトは見ないから大丈夫」「事務員や業者に任せておけば問題ない」などと考えがちであるが、このような思い込みや油断こそがリスクの源泉と言える。

現代社会においては、誰もが情報を扱う主体であり、弁護士のように個人情報も多く扱う立場では、その漏えいが顧客との信頼関係や事務所の経営、さらには自身の社会的信用まで失墜させる危険を孕む。近年では、個人情報保護法の改正により、漏えい時の報告義務や罰則も明確化され、意識の欠如が法的責任に直結する時代に突入したと言える。

したがって、弁護士は「サイバー攻撃は自分には

関係ない」といった思い込みを捨て、自らの業務に対するリスク認識を高める必要がある。「自分には関係ない」という思い込みを捨て去ったとき、今すぐ実行できる対策は、システムやソフトウェア等のアップデートである。これにより、マルウェアに対する脆弱性が修正され、最新の攻撃手法への防御となるとともに、大多数のサイバー攻撃は予防できると言われている。

Windows10のサポートは2025年10月14日に終了した。以降はセキュリティ更新プログラムが提供されないのも、もしWindows10を引き続き使用している場合には、安全性を確保するため、Windows11などの最新のOSへの速やかな移行を強くお勧めする。

[会員 坂本 尚志 (62期)]

ポイント⑥

パスワード管理！

サイバー攻撃を受ける主要な原因のひとつが、パスワードの不適切な管理である。パスワードに対する主な攻撃手法として、リスト型攻撃（流出済みパスワードを使う）、総当たり攻撃（全通りを試す）、辞書攻撃（よくある単語の組み合わせ）などが存在する。これらを防ぐためには、強固なパスワードの設定が必要である。

本PTでは、英大文字・小文字・数字・記号を含む10桁以上のパスワードを推奨しており、これは理論

上、総当たり攻撃によって突破するには数百年単位の時間を要することから、極めて有効な防御策とされている。

一方で、多くの人が複雑なパスワードを覚えることができず、複数のサイトで同じパスワードを使い回しているのが実情である。しかし、1つのサービスで流出したパスワードが他のサービスへの侵入に使われるリスト型攻撃の危険性を考えると、パスワードの使い回しは絶対に避けなければならない。

その解決策として、パスワード管理アプリ(1Password等)の活用や、慎重に保管された紙の記録などが有効と言える。

結局のところ、パスワード管理の質が情報セキュリティ全体の成否を左右するのである。

【会員 坂本 尚志 (62期)】

ポイント⑦

添付ファイルを安全に送るためにはパスワードの伝え方に気をつけよう！

メールに添付ファイルを付けて顧客とやりとりをすることが多いと思われるが、ファイルのパスワードはどのように伝えればよいだろうか。

添付ファイル付メールの本文にパスワードを設定する方法に意味がないのは当然として、ファイルにパスワードをかけた上で1通目のメールを送り、2通目のメールでパスワードを送る方法も安全ではなく、ほとんど意味がないと考えられている。メールアカウントを乗っ取られた場合やメールが盗み見られていた場合には、2通のメールが見られてしまうからである。また、2通目のメールでのパスワード連絡は、ほとんどの場合同じ宛先に送信されるため誤送信対策にならないとも言える。

そこで、メールでパスワードを設定したファイルを送る場合、パスワードをメールで伝えるという方法以外の方法で伝える必要がある。例えば、面談時にパスワードを決める、電話やSMSなどメール以外の方法でパスワードを伝えるといった方法が考えられる。後日、パスワードを忘れたので教えてほしいといった連絡があったとしても、メールで送るのではなく、メール以外の方法で伝えることが無難である。

メール以外に、できるだけ安全にファイルを送る他

の方法として、例えば、インターネットを通じてデータを保管できるサービス(クラウドサービス)を利用する方法がある。これは、当該サービスに渡したいファイルをアップロードし、相手に当該サービスからダウンロードしてもらう方法である。

最近のクラウドサービスでは、特定のメールアドレスからのみアクセスを許可するものや、ダウンロード可能期間やダウンロード回数を設定できるものなどもあるので、これらの機能も活用すると良い。クラウドサービスは、間違ったファイルを保存しても相手のダウンロード前ならクラウド上から削除できるし、ダウンロード後にすぐに削除してデータを残さないという対応もできるなど、ファイル共有後もファイルを一定のコントロール下に置けるというメリットもある。アップロードするファイルの注意点については、ポイント⑧「クラウドサービスに情報をアップロードする前にアップロードしてよいか確認しよう！」を参照されたい。

現在でも2通目のメールにパスワードが記載されている例を目にすることがあるが、これを機に、ファイルを安全にやりとりする方法について再検討しておくことをお勧めする。

【第一東京弁護士会 会員 大澤 一雄 (64期)】

ポイント⑧

クラウドサービスに情報をアップロードする前にアップロードしてよいか確認しよう！

メール以外に、できるだけ安全に情報を送る方法として、クラウドサービスに情報をアップロードし、相手においてダウンロードさせる方法があるが、クラウドサービスを利用するのか、するとして特定の情報を

アップロードするのかについて確認する必要がある。

クラウドサーバ内にあるデータは所在地の国の法律が適用される可能性があるため、所在地の法律に基づき、その内容が検閲され、情報が流出する可能

性がある。そこで、クラウドサービス利用にあたっては、事業者の利用規約等を確認して、クラウドサーバの所在地が国内であるか否かを確認しておくことが肝要である。

次に、クラウドサービスの利用は、情報を第三者に預けることを意味するだけではなく、セキュリティについても第三者に委ねることを意味する。そのため、「政府情報システムのためのセキュリティ評価制度」(ISMAP)による認定を受けているクラウドサービスであるか否かを確認し、セキュリティ面で信頼することができるクラウドサービスを選別して利用することが重要である。

ISMAP (イスマップ) とは、政府が求めるセキュリティ要求を満たしているクラウドサービスをあらかじめ評価・登録することにより、政府のクラウドサービス調達におけるセキュリティ水準の確保を図り、政府機関等におけるクラウドサービスの円滑な導入に資することを目的とする制度である。

ここまでで、クラウドサービスを適切に選別できなければ、クラウドサービスを利用しないことも検討すべきである。

それだけではなく、事業者において、セキュリティ対策に万全を期したとしても、攻撃者にクラウドにアクセスされてしまい、情報が流出する可能性は否定できない。そこで、クラウドサービスにアップロードする情報について、たとえその情報が含まれたファイルが流出しても、その内容を閲覧できないようにファイルごとにパスワードをかけておくことが考えられる。

また、セキュリティ対策に完璧というものはない以上、クラウドで保管していた情報が流出する等の

事態が生じてしまうと、弁護士が損害賠償責任を負うことも起こり得る。そのため、情報漏えい等の事態が起きたときに、クラウドサービス提供事業者において、どのような対応が行われるかについて利用規約等で確認しておく必要がある。具体的には、かかる事態が発生した場合の報告義務、報告の方法、損害賠償の責任範囲、データのバックアップ設定の有無等を確認しておくべきである。上記事態が発生した際に、クラウド上での情報のやりとりに関する記録(ログ)が保存されていれば、どの情報が流出したのか等を究明できるが、保存されていなければどの情報が流出したのか等を究明できず事後対応に支障が生じかねないため、ログを保存するサービスがついた内容で契約することが考えられる。

クラウドサービスにアップロードする情報については、検討を要する。例えば、刑事弁護の際に謄写した訴訟記録については刑事訴訟法281条の4に定める目的以外の目的での提供等が禁止されていること、犯罪被害者から委託を受けた弁護士が犯罪被害者保護法3条に基づき謄写した訴訟記録についても謄写の際に使用目的を制限し、その他適当と認める条件が付されたりするなど、法令上の要請からアップロードすべきかどうかについて慎重な判断を必要とする場合がある。

また、特定の情報(例:児童ポルノに関する情報)をアップロードすることが利用規約で禁止されている場合があり、こうした場合には利用規約違反を理由に当該サービスの停止等の措置が行われる可能性もあるため、利用規約の禁止事項にも目配りをする必要がある。

〔第一東京弁護士会 会員 大澤 一雄 (64期)〕

ポイント⑨

万が一サイバー攻撃を受ける場合に備えて、サイバー保険の加入を検討しよう。

どれだけサイバーセキュリティ対策を講じても、サイバーリスクを完全に抑えることは困難である。

そして、サイバーリスクが顕在化すると、顧客の機密情報を流出させてしまったり、一時的に法律業務

が滞ってしまったりする。その結果、顧客への賠償責任が発生したり、費用が掛かったり、事業中断により売上が低下したりすることが想定される。

そこで、万が一に備えて、サイバー保険の利用を検

討することも一案である。

サイバー保険とは、サイバー攻撃を受けた場合に発生する損害や費用等を補償する保険である。サイバー保険の補償内容は、加入するプランやオプションとして追加する特約により異なるものの、基本的には、損

害賠償補償（例えば顧客に対する賠償責任を補償）・費用損害補償（例えばフォレンジック調査（証拠の収集と分析）に係る費用を補償）・利益損害補償（事業中断に伴う逸失利益を補償）の3本柱からなる。

〔第一東京弁護士会 会員 山岡 裕明 (63期)〕

ポイント⑩

サイバー保険の付帯サービスも有用である。

サイバー保険には、金銭的な補償に加えて、付帯サービスとして専門家の紹介サービスが含まれている。

サイバー攻撃を受けた場合、技術的対応が必要となるため、被害を受けた自組織だけで対応を行うことは容易ではなく、様々な専門家のサポートを受けることが重要となる。例えば、サイバー攻撃の原因や被害範囲について調査をする必要があるところ、第三者機関であるセキュリティベンダーにデジタル・フォレンジック調査を依頼することとなる。また、再発防止を策定するにあたって、技術的な助言が必要となるため、信頼できるITベンダーを探す必要がある。

もっとも、有事の状況下において、これらの専門ベ

ンダーを探すことは容易ではない。

そこで、有用なのは各保険会社が付帯サービスとして提供する専門家の紹介サービスであり、このサービスは保険会社が提携している外部の専門家の紹介を受けることが可能となっている。

また、昨今では、平時からのサービスも充実しつつあり、例えば自組織のセキュリティリスクの診断をしてくれたり、セキュリティ製品を紹介してくれたりもする。

金銭的な補償に加えて、こうした事故前と事故後の付帯サービスを受けることができるのも、サイバー保険の大きなメリットと言える。

〔第一東京弁護士会 会員 山岡 裕明 (63期)〕

ポイント⑪

SNSアカウント乗っ取りと弁護士の信用毀損リスク―実務者に求められる備えとは？

■ SNS のセキュリティ

SNSは弁護士にとっても日常的なコミュニケーション手段となりつつあるが、その利便性の裏で、アカウントの乗っ取りによる深刻なリスクが顕在化している。特に弁護士は「信頼を預かる職業」であるがゆえに、SNSアカウントが乗っ取られた場合、単なるプライバシー侵害にとどまらず、社会的信用の毀損や守秘義務違反の疑いを招く事態にまで発展する可能性がある。

実際に、SNS乗っ取りによる被害では、アカウントからフィッシングサイトへ誘導するメッセージが無

差別に送信されるケースや、偽広告や詐欺サイトのリンクが投稿されるケースが多く見られる。弁護士の名前で送られたメッセージは、一般ユーザーの名前で送られたものよりも開封・信用されやすく、受信者が騙されるリスクは一層高まる。弁護士の名義が「悪用される」こと自体が、周囲に不安と誤解を与え、信用毀損に直結するのである。

加えて、SNSで依頼者とのやりとりを行っている場合、乗っ取りにより事件情報等が第三者に閲覧され、守秘義務違反が問われるおそれもある。弁護士としては、「情報が漏れた」という事実だけでなく、

「情報管理体制そのものに問題があるのでは」と疑念を持たれる点にも自覚的でなければならない。

このような事態を未然に防ぐためには、他のウェブサービスと同様に、SNSにおいても次の対策を講じるべきである。

- 多要素認証の有効化
- 推測されにくい独自のパスワードの使用（サービスごとに別設定）
- 乗っ取りの主な手口（フィッシング、リスト型攻撃、アプリ連携）に関する知識の共有
- 定期的なログイン履歴やアプリ連携の確認と棚卸し

万一、乗っ取りの兆候（身に覚えのない投稿やログイン通知等）に気づいた場合には、即時にパスワードを変更し、必要に応じてアカウント停止・アプリ連携の解除を行い、被害の拡大を防止する必要がある。また、顧客等にも適宜説明・注意喚起を行うことで、信頼維持の観点からも重要なリスク対応となる。

弁護士がSNSを利用する以上、個人のセキュリティではなく職業倫理の一環として情報保護の意識を持ち、SNS運用を「準業務インフラ」と捉えるべきである。

[第二東京弁護士会 会員 田中 健一 (74期)]

ポイント⑫

生成AI活用と情報漏えいリスクー弁護士実務に求められる慎重な姿勢

■生成AI サービスを活用する際のセキュリティ対策

ChatGPTやBing AI等に代表される生成AIは、文章作成やリサーチ支援のツールとして弁護士業務にも急速に浸透しつつある。しかし、その利便性の一方で、個人情報の漏えいや偽情報の混入といった実務上深刻なリスクが存在することを十分に認識しなければならない。

生成AIは、大量の学習データを基に自然な文章を出力することに長けているが、他方で、出力内容の正確性は保証されていない。すなわち、表面的にもっともらしい文章であっても、事実関係や法的評価に誤りを含む可能性が常にある。

そのため、生成AIの出力はあくまで参考資料として捉え、事実確認（ファクトチェック）を怠らないことが必須である。実際、米国では弁護士が存在しない判例を引用した結果、裁判所から制裁を受けた事例が報告されている。

さらに重大なリスクが個人情報の漏えいである。生成AIの多くは、ユーザーが入力した情報を今後の学習に利用し、他ユーザーの回答生成に影響を与える仕様となっている。たとえ非公開環境であっても、プロンプトに顧客の氏名、事件情報等の個人データを入力することにより、これが意図せず他者に再利用・

露出されるおそれがある。実際に、2023年には生成AIのシステムバグにより、他人の入力内容が閲覧可能となる事例が発生している。

弁護士が本人の同意なく個人データを入力することは、個人情報保護法違反のみならず、弁護士法上の守秘義務違反にも該当する可能性がある。たとえ同意があったとしても、入力目的の限定性や必要性について慎重な判断が求められる。

生成AIがその内部処理を完全に制御・可視化できるわけではない以上、特定の依頼者情報やセンシティブ情報の入力に極力回避すべきである。

また、生成AIを扱う端末が不正アクセス等のセキュリティ被害を受けた場合、入力済のプロンプト履歴等が外部流出するリスクも否定できない。その意味で、生成AIの利用は単なる作業効率化ではなく、情報セキュリティ体制の一部として位置付けて運用管理することが必要である。

生成AIの活用は、あくまで弁護士業務の補助的手段であり、法的判断や情報管理の責任を代替するものではない。倫理と法令を遵守した利用設計が、生成AI時代の専門家としての信頼維持の鍵となる。

[第二東京弁護士会 会員 田中 健一 (74期)]

「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（第二版）」 ご利用のご案内

東京三会の弁護士業務妨害対策委員会では、2024年10月に「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（第二版）」を公開しているので、ご紹介する。

① 「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（第二版）」

2024年6月に弁護士情報セキュリティ規程が施行されたこともあり、我々弁護士は、これまで以上にサイバーセキュリティ対策への意識を高める必要が生じている。一方で、サイバー攻撃の手口は日々巧妙化し、その脅威は常に大きくなり続けている。裁判手続等のIT化が進展し、インターネットが弁護士業務に欠かせない現代において、弁護士は常にサイバー攻撃のリスクにさらされており、その脅威から依頼者の個人情報や機密情報を守るためには、最新の情報に基づいた適切なセキュリティ対策が不可欠である。

この度、2021年9月に公開した「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（初版）」の内容の見直しを行い、アップデートした。具体的には、初版公開後に新たに発生した具体的なサイバー攻撃の事例を多数追加したり、近年急速に普及しつつある生成AIサービスの利用に伴う新たな問題についても言及したり、万が一サイバー攻撃の被害

に遭ってしまった場合の備えとしてのサイバー保険に関する項目を新たに設けたりするなどの情報をアップデートしている。

第二版においては、初版以上に、できるだけ分かりやすい説明を心掛け、具体的な対策・対処法を提示するように努めている。

② 当会及び日弁連の会員サイトからダウンロード可能

「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（第二版）」は、当会会員専用サイトの「ホーム>会員サポート>弁護士業務妨害相談」のページのほか、日弁連会員専用サイトの「HOME>業務関係>その他弁護士業務>弁護士業務妨害>インターネットによる弁護士業務妨害対策マニュアル」のページからダウンロード可能であるので、是非ご利用いただきたい。

「弁護士・法律事務所のためのサイバーセキュリティマニュアル（第二版）」が、会員の皆様のサイバーセキュリティ対策の一助となれば幸いである。



「世界一大きな絵」プロジェクト主宰
特定非営利活動法人アース・アイデンティティー・プロジェクト代表

河原 裕子^{さん}



長年に亘り国際支援活動や平和推進活動が続けている河原さん。おっとりした外見と裏腹に、ひとたび目標を定めると不屈の精神と行動力をもって、不可能に思えるようなことを実現させていく人です。

今回は多岐にわたる河原さんの活動のうち、「世界一大きな絵」プロジェクトを中心に話を伺いました。

類いまれなリーダーシップで世界を舞台に万を超える人を組織化し、あまたの困難を克服しながら「世界一大きな絵」を作り上げるさまは圧巻です。

聞き手・構成：野間 自子

—— 河原さんはNPO法人アース・アイデンティティー・プロジェクトの代表理事でいらっしゃいますが、どういう活動を行っていますか。

世界中の大使館などを通じて、「世界一大きな絵」という1×5メートルの布5枚に子どもたちが絵を描き、母親が縫い合わせて1枚の大きな絵にしています。日本では市区町村の長にお願いして各市区町村で作らせていただいています。「世界一大きな絵」プロジェクトは今年30周年を迎えます。

またスリー・ゼロ・クラブ（3ZERO Club）に協力させていただいています。

—— 3ZERO Clubとは。

3ZERO Clubとは、ノーベル平和賞受賞者のムハマド・ユヌス博士が提唱されている「3つのゼロの世界の実現」に向けた新しい取り組みです。3つのゼロの世界、CO₂純排出量ゼロ、富の集中がもたらしてきた貧困ゼロ、そして、人々の内なる起業家精神を解き放ち、失業ゼロにする世界経済を目指しています。

—— こういった活動をされる前、河原さんは何をされてましたか。

主婦でした。1970年にアフリカ各地やネパールを巡

るツアーに参加したのですが、そこで出会った人と結婚しました（笑）。結婚して16年間、一生懸命夫の両親に尽くしました。その間、様々な国の人をホームステイで受け入れてきました。その中にバングラデシュ人民共和国の方がいて、「僕の国にどうぞ」と言ってくれたので両親を看取った後、行きました。

——それが1986年ですね。

最初は観光で、この国の隅々まで回りました。その間、ホームステイでうちに来ていた人の一族が外務大臣などになり、親しくなった常宿のホテル内のブティックのマダムの父親が外務大臣や国会議長などに就任されました。結果、偶然にもこの国の上層部の方々と面識を得ることになりました。

——1991年に雲母の海（きららのかい）を作られましたね。

20万人もの人が亡くなったサイクロンの時に現場に行ったのですが、レスキュー隊が空から落としていった薬や物資を村長さんたちが横流ししたり、あってもちゃんと使えていなかったりしていました。その酷い状態を目の当たりにして、これは自分で何かしなくちゃいけないと思っちゃったんですよ。それでこの会を始めました。翌年、バングラデシュ総理府NGO局で外国NGOとして認可を得て正式なNGOになりました。バングラデシュでは、調和＝ハーモニーを象徴する数字が6で、それを3つも付けてあげたよといわれました。キリスト教的には、えっと思う数字ですが、この国として素晴らしいのをくださったんだと思い、ありがたく認可番号666番をいただきました。

会の名称は、天上の世界は、「煌めく」キラキラしたイメージで、「海」は7つの海で、世界が天上の世界のようになりますようにという思いを込めました。

——1999年に「アース・アイデンティティ・プロジェクト」、その後、2020年に現在の「アース・アイデンティティー・プロジェクト」と名称を変更されましたね。

現在の名称は、グラフィックデザイナーの稲吉紘実さんが名付けてくださいました。子どもたちが描いた絵には子どもたちの夢や希望や様々な想いが入っている、これが全部1枚になると地球のアイデンティティーである、と考えられたみたい。そして「プロジェクト」。「ト」だと止まるんですって、それで「ツ」。私は舌を

噛みそうになるんですけど。

——活動開始は。

北ベンガルのクリグラムという最貧地区です。皆はダッカあたりで小さくやればいいと言ってくれましたが、それなら誰でもやるし、やる意味がないからと思いました。私は何も分からない人なものですから、いちばん貧しいところでやると言っちゃったんですね。

——まずどういう活動をしましたか。

助成金で牛とかヤギとか魚とかを購入して貸し出しました。「雲母の海クリグラム開発計画」です。例えば牛を一頭貸し出す、翌年に子どもが生まれて、その翌年にも生まれる。その次の年に、真ん中に生まれた牛を貸出先にそのまま置いて、貸した牛と生まれた牛1頭を利息として回収する、という形の援助です。気の遠くなるような話なんですけどヤギだともっと早く生まれるので同じような感じで、ヤギだとか、種だとか、10人1グループとして広げていきました。

——組織化が大変だったのでは。

こういう地域にはまず戸籍とかないので、私が現地に行って、各家を回って、家族構成、予防接種の有無とか、いろいろなことを聞いて、まず実態を把握しました。そして次にリーダー150人を育てました。3年ぐらいは何にも外から見えない感じで、とにかくこつこつ組織づくりを行いました。そのリーダーがあちこちの村に行って、メンバーを勧誘し、10人1グループをたくさん作っていったのです。

——その地域の生活は向上しましたか。

だんだん牛とかヤギとか普及していった、生活が向上していきました。日本から牛を250頭あげるといって人がいて、ビジャス大統領に来てもらったこともあります。そんな貧しいところに普通、大統領は来ないのですが、大統領が来ると、国のテレビで放映されるんですよ。それで大統領にお願いしたら「そんなこと言われたの初めてだ」って、だから行くと言ってくれました。大統領は1000人以上の兵隊さんを連れて、ヘリコプターでいらっしゃいました。各家の屋根にみんなライフルを持った兵隊さんがいて。日本の大使に「あなた勝手に来てとか言うけど、あれ、誰のお金で来ていると思うん

ですか、国のお金で来ているんですよ、あなた一円も払ってないでしょう」とすごく怒られました。

—— 1996年に稲吉さんが子どもたちに絵を描かせたいとおっしゃったそうですね。

はい。この地域は貧しく子どもたちは学校に行けず、多くの大人も絵はおろか文字も書いたことがなかったんです。だから、私は、この機会にできる限りたくさんの子どもたちに絵を描いてもらいたいと思いました。最終的には、1万3000人の子どもが参加して100メートル四方の「世界一大きな絵」になりました。1m×10mに布を切って1000枚。ここに描いた絵を縫い合わせました。

—— これが最初の「世界一大きな絵」ですね。よくそんなたくさん子どもたちが集まりましたね。

雲母の海にお母さんが1万人くらいいたわけですよ。そのお母さんの子どもはもっといたので、「1人のお母さんに1人の子ども」でやりたいと150人のリーダーに頼みました。その1人のリーダーが10とか15のグループを持っていて、1グループ10人なので、それだけで十分な数になりました。

乗り物はないからみんなどんな形でもいいから歩いて来てくれと。場所は、雨季は海のような川。でも、乾季は広い砂原みたいところを選びました。皆が近づいてきたとき、映画『アラビアのロレンス』みたいに地平線がゆらゆらっとして、向こうからざっざっと来る様子が印象的でした。皆、裸足で、中には6時間以上も歩いてきた子もいました。

—— 材料はどうされたんですか。

ペンキ、布、糸、筆などを調達しました。稲吉さんをはじめ篤志家の方が費用を出してくれました。

ただ、資材が前日まで何も届かなかったんです。私は楽観的なので、最悪みんな手をたたいて歌って踊って終わりにしましょうかと言ったんですよ。そうしたら稲吉さんが嫌だ、絶対やりたいと言うので、夜中ずっと村々を走って走って大騒ぎして明け方までに何とか資材をかき集めました。

—— 大人数が集まるため、準備も大変そうです。

まずトイレを掘り、飲み水用の井戸を掘りました。

そして2万食、お母さんたちが作りました。もう大騒ぎでした。明け方に13時間かけてお召し列車に乗った国会議長が到着されました。国会議長をお迎えに行くというときに、なんと元々の資材が届いたんですよ。でも結局、夜中にかき集めたものを使いました。

—— その場で絵を描いた。

子どもたちは、あっという間、15分ぐらいで絵を描きました。一番安いコインとか、魚とか、象みたいなものとか、日本とバングラデシュの国旗だとか。布の上にみんな座って。絵を描くのが生まれて初めての子も大勢いました。

—— 仕上げは。

お母さんたちの手で、次の日に縫い合わせました。1時間ぐらいで。

その翌年には2000人の子どもを対象とした最初歩教育プログラムを開始しました。

—— その後、一大プロジェクトになりましたね。

誰かがどこかで話したのか、その後連絡があり、「世界一大きな絵1998 “ピースピース in 広島”」をやりました。800人ぐらいの子どもが5メートル×5メートルの布に絵を描きましたが、子どもに「あなた、どれを描いたか分かる？」と聞くとちゃんと分かるんですよ。みんな喜んで一生懸命描いていました。

そのうち賛同者も増えて、私も頑張ってやらなくちゃということで「世界一大きな絵」大使館版、「世界一大きな絵」47都道府県版などと広がって、今では100か国以上の大使館、300以上の日本の市区町村が参加するプロジェクトに成長しました。

—— ユニセフの最高責任者が「共通の喜びを分かち合い、平和に対する意識を育てる活動」とおっしゃったそうですね。

私は子どもたちが楽しく描いてくれることが平和そのものだと思います。

例えば、初めはみんなよそよそしい感じなのが、そのうち「あんた、緑ちょうだい、私、赤あげる」とか補い合う。最初はばらばらだけど、だんだん大きく全体を見られるようになって、「じゃあ、私これを描くから、あんたはこれを描けば」とか協力し合う。子どもたちが自分で考えていくようになるんです。喜びや平

和って、そういう子どもたちの様子そのものにあるんじゃないかと感じます。

—— 去年は大阪・関西万博で展示されましたね。

EXPO アリーナのフェスティバル・ステーションで5日間、安倍元総理ゆかりのエジプト日本学校（エジプト・日本教育パートナーシップの協力の下、学級会、給食当番、清掃などを取り入れたエジプト国内の公立学校）で制作されたエジプトの絵55枚、日本の絵47（都道府県）、その他海外の国の絵13を展示しました。風がすごいので、全国のおみこしの関係者800人の方に手伝ってもらい、1個20キロもする250個のブロックを置きました。この「世界一大きな絵EXPO 2025」の企画は展示のわずか1カ月前に決まりましたが、約120人のボランティアが短時間で縫い合わせてくれました。万博のアリーナでの展示は皆の夢だったので大喜びでやってくれました。すごくいい思い出になったとも言っていました。私自身は、現場では一生懸命で、あとから「うわっ。すごいことやれたんだな」と思いました。

—— 辛かったことは。

活動ではないです。ただ、私、2001年12月に、末期の卵巣がん余命4カ月の宣告を受けました。死を覚悟しましたが、摘出手術後、最後のお正月を自宅で迎えたいと嘘を言って退院し、薬を全部捨ててバングラデシュに飛びました。そのまま病院に戻らず一生懸命仕事しているうちに今に至っています。

—— 嬉しかったことは。

子どもが描いてお母さん方が縫う。やっている皆が本当に感動するんですよ。そのとき私はやった感じがすごいです。1人の力は知れているけど100人集まったらこんな大きい絵ができたとか。バングラデシュの奥地で、誰も知らないようなところの子でも世界一大きな絵が描けたとかね。

自分の絵の隣にはアフリカの絵とかがあって。その子どもたちは初めは知らないんですよ、アフリカのどここの町とか。でも覚えちゃうわけですよ。そして関心を持ち、話題がグローバルになっていくんです。絵を1個だけ描いただけなんだけど、それによって世界という視野ができたり、他国の子どもたちに関心が

生じ、みんな同じなんだということが分かったり。私はそれがとても嬉しいんです。

—— 30年も続けていらっしゃるんですが、その情熱はどこから出てくるのですか

今日やめなさいと言われてたら、今日、やめて大丈夫。執着しているわけではなく、いつ終わってもいいと思ってやっています。情熱というより、毎日、終わったらすべて100年前ぐらいの話になっちゃう、という日々の連続です。一瞬、一瞬で生きている感じ。

—— 描いた絵はどうしていますか。

全て大切に保存しています。全部、畳めるんですよ。

—— すごい量でしょう。

500枚くらいあります。茨城県境町の方で保管してくださってます。また境町のふるさと納税に「世界一大きな絵」平和活動という項目を入れてくださることになったのです。境町は小さいけれど素晴らしい町で、私たちの活動も境町の皆様に随分助けられています。

—— 弁護士とかかわったことはありますか。

プロジェクトの事務局長に小切手を悪用され大変困ったことがあるのですが、日本の弁護士さんに解決してもらいました。

本当に素晴らしい方でした。普通、こういう案件は自分の下の弁護士にやってもらっただけで無償だから僕がやらなきゃならない、でもやるからには絶対に負けるわけにいかないとおっしゃって一生懸命にやってくさいました。お洒落な弁護士さんで、法廷での丁々発止のやり取りはまるで映画のワンシーンのようでした。それで私は勝ったんですよ。弁護士さんのおかげで私は助かりました。その弁護士さんから「もう絶対、もう二度とNGOなんかするんじゃないよ」と諭されて。でもまだやっていますけど（笑）。

プロフィール かわはら・ひろこ

1986年からバングラデシュに滞在、最貧地区の女性の自立生活支援活動に携わる。1996年に女性たちの子ども1万3000人が布に描いた絵を縫い合わせ1枚の大きな絵とした活動が評価され、現地で外国NGOを設立。1999年アース・アイデンティティ・プロジェクトに改称し、（その後、2020年にアース・アイデンティティ・プロジェクトに改称）2005年東京都の認証を得た。以降、世界各国また国内で、また国際イベントにて「世界一大きな絵」制作を通じた社会啓発と平和貢献へのメッセージを発信し続けている。

国際弁護士連盟 (UIA) と当会の共同セミナー報告

国際委員会 委員 中村 穂奈 (77 期)
委員 早川 大樹 (77 期)

2026年3月25日及び26日の2日間、弁護士会館2階講堂「クレオ」にて国際弁護士連盟 (Union Internationale des Avocats、以下「UIA」) と当会の共催により、「自由貿易の終焉と安全保障の時代における法律家の新たな役割」 (“The New Roles of Lawyers in the Era of National Security and End of Free Trade”) と題される国際セミナー (以下「本セミナー」) が開催された。当会及び世界各国のUIA 会員から21名が登壇し、100名以上の参加者との関連な議論が展開され、成功裏に終わった。

1 UIA とは

UIA は、1927年に設立されたフランス・パリに本拠地を置く国際的かつ多文化的な法律家団体である。世界110か国に会員を有し、専門的知見の共有、国際的な情報交換、法の支配の促進、弁護士の独立と自由の擁護を重要な使命としている。本セミナーも、まさにその理念を体现する場であった。

2 本セミナーの内容

本セミナーは、自由貿易を支えてきた国際的枠組みが揺らぎ、関税、投資規制、経済制裁、移民政策、Diversity & Inclusion Policy (以下「D&I」)、さらには法律専門職そのものに対する圧力が、「国家安全保障」の名の下に再編されつつある中で、弁護士はどう行動すべきか、という問いを共通の軸として展開された。



初日の第1パネルは「背景：自由貿易の終焉と安全保障の時代はなぜ訪れたのか？」と題し、自由貿易体制の後退と国家安全保障の台頭が総論的に議論された。その要因として、各国における中間層の崩壊、国際貿易が経済合理性ではなく政治や安全保障の論理で規律されるようになったこと、先端技術のナショナリズム的支配などが指摘された。客観的分析に基づいて思考し、権威主義的な政府措置に抵抗する法的専門知識を持ち、人権と法の支配のために働く使命を負う法律家こそが、強権的な圧力に対して協働して取り組むべきとの指摘は、新時代の弁護士に求められる役割として非常に印象的であった。



第2パネルでは「自由貿易体制の崩壊と再構築の試み」とのテーマに即し、インド・日本・欧州の多角的視点から現状が論じられた。各国に共通して米国の相互関税問題に関する苦慮が示され、これをコントロールすべきWTOルール及びWTO紛争解決制度の機能不全が指摘された。こうした状況においても、国際取引は継続するが、法的リスクの構造は一層複雑化するという指摘は、企業法務に携わる弁護士が矜持を新たにすべきものと思われた。

第3パネルは「クロスボーダーM&Aに対する国家的干渉と交渉を通じた解決」と題し、国際的な企業再編とそれに対する国家介入がテーマとされた。イタリア・ドイツ・アメリカ・日本の対内投資規制について各国法制度とその運用の変遷が紹介され、その上で国家安全保障と経済安全保障を根拠とする審査・介入が、強化・常態化していると

いう共通の潮流を確認し、その象徴的事例として日本製鉄によるUSスチール買収が詳細に論じられた。純粋な法的枠組みだけでは予測困難な政治的判断が取引を左右する中で、弁護士には早期のリスク分析、契約上の手当て、政治的交渉支援、そして黄金株のような政治的妥協の設計まで含む新たな役割が求められているとのメッセージが印象的であった。

第4パネル「移民に対する迫害と法的支援」では、移民・難民等をめぐる各国の制度と法的支援の現状が議論された。日本については、在留判断に関する行政裁量の広さ、難民認定率の低さ、公的法律扶助の不足等が指摘され、外国人の流入増加と政府の消極的な移民政策との間に生じるずれが問題提起された。米国については、庇護申請をめぐる新たな障壁、代理人へのアクセス困難、手数料や就労許可をめぐる負担増加等が紹介された。ドイツについては、基本法上の庇護権の歴史的背景に触れつつ、移民問題が依然として継続的な社会的課題である点に言及がなされた。

2日目の第5パネル「ダイバーシティ&インクルージョンの撤廃と抵抗」では、D&Iをめぐる国際的な揺り戻しと企業・法律家の対応が議論された。米国では現政権下でD&Iが法的・政治的リスクとして扱われ、企業が公式文書やウェブサイトから関連表現を削除する動きが加速しているとの報告があった。他方、欧州では人権デュー・ディリジェンスや透明性確保等を通じてD&I関連の要請が制度化されているとの対比が示された。日本企業については、米国の動向の影響を受けつつも、人手不足やグローバル人材の確保、イノベーションの必要性等を背景に、多くがD&I施策を継続する方向にあるとの分析が紹介された。

第6パネル「法曹に対する攻撃と反撃」では、法曹や法律事務所に対する圧力が法の支配に与える影響が検討された。米国では、政府方針に批判的な訴訟や公益的活動に関与



する事務所が政治的圧力を受け、公益訴訟や移民事件から距離を置く動きがあるとの報告がなされた。こうした萎縮効果が広がれば、最終的には弁護士や法律事務所だけでなく、司法制度を利用する市民や企業にも影響が及び得るとの考察がなされた。

3 参加者間の交流

初日夕刻には日比谷松本楼においてカクテルレセプションが開催され、日弁連会長及び当会会長による歓迎の挨拶が行われた。また2日目の夜には、北大路赤坂茶寮にて、晚餐会（“Gala Dinner”）が催された。セッションでの議論に加え、カジュアルな雰囲気の下で各国の参加者と直接言葉を交わす時間を通じ、同じ法曹として社会的課題に取り組む日々の苦悩や、現場レベルでの柔軟な立ち回りなどを、率直に話し合い知見を交換する、充実した時間となった。



4 総括

本セミナーを通じて印象的であったのは、国家安全保障や国内政治の要請が、移民政策、企業のD&I、公益訴訟、弁護士の独立性にまで波及しているという点である。これらの問題については、各国の歴史、制度、社会状況に応じた慎重な検討が必要であり、単純な価値判断のみで結論を導くことは適切ではない。他方で、制度の変化が法的アクセスを狭めたり、弁護士の活動を萎縮させたりする場合には、冷静に検証する必要がある。

本セミナーは、各国の弁護士が経験を共有し、異なる制度のもとで共通する課題を見出す貴重な機会となった。今後もUIAと当会との交流を通じて、会員が国際的な法的課題を多角的に理解し、実務に還元していくことが期待される。なお、本セミナーは日弁連の国際会議若手会員参加補助制度の対象となっており、多くの若手会員がその支援を受け、有意義な知見を得る機会となった。

広島弁護士会 若手弁護士との意見交換会の開催報告

新進会員活動委員会 2025年度副委員長 水村 佳和 (73 期)

1 開催概要

新進会員活動委員会は、2026年2月、広島弁護士会を訪問し、その若手会員と意見交換を行いましたのでご報告いたします。

当委員会は、登録5年目までの会員によって構成され、若手会員による若手会員の支援、若手会員の立場からの提言及び若手会員間の交流等を目的としています。その活動の一環として、2012年から継続的に全国各地の弁護士会を訪問し、その若手会員と意見交換を行っています。

当委員会は、2018年度にも広島弁護士会を訪問し、意見交換を行っています。今回は、広島弁護士会と当会の間で「災害時等における連携協力に関する協定」が結ばれているとともに、東京都では、2025年に八丈島の台風被害があり、首都直下型地震の発生が予測されていることから災害対策・被災者支援について、また当会から広島弁護士会に移られた会員にもご参加いただけたことから東京一極集中とUターン・Iターン等について意見交換を行いました。

2 意見交換会の様子

広島は、豪雨災害が多く、広島弁護士会の参加者の中には、2024年に発生した能登半島地震の被災者支援にもご参加された弁護士もあり、被災者支援に対する意識の高さがうかがえました。その意見交換の中で、しっかりと意識しなければならないと感じたことは、被災者支援の前提として、まずは弁護士自身の安全確保が必要であること及び弁護士会による会員の現状把握の重要性です。この点、当会でも、大規模災害発生時における会員の安否確認、被災者支援等のため災害用ウェブサイトを活用しています。そして、会員に対し、毎年3月及び9月の年2回、大規模災害時の安否確認テストも行われています。このテストの重要性を再認識いたしました。

東京一極集中についての意見交換では、やはり修習に入る前に東京の事務所に決まりそのまま東京で就職される方が多く、広島で就職された方も当初より広島での就職を希望されていた方が多いとのことでした。当会から広島弁護士会に移られた会員からも、大学から東京におり、そのまま東京で就職活動をされたことが最初に東京で就職した一因と伺いました。また、広島での弁護士同士の関係を伺うと、弁護士同士顔が見える関係にあり、弁護士会は良い意味でギルド的な面が残っている印象でした。顔が見える関係は、人によって合う合わないがあるものですが、それを経験する前に就職先が決まってしまうのが現状に感じられます。

3 意見交換の意義

弁護士会の会員、特に若手会員においては、他会と交流する機会が限られているように感じられます。登録してから早い時期に他会の若手会員と課題を共有するとともに、相互に他会の状況、その会員の業務の実情を知るとは、若手会員の知見を深め、自らの職務においても、また弁護士自治を担う者としても非常に有益なものと考えます。当委員会では、今後も他会の若手会員との意見交換を継続していく所存です。



シンポジウム「再審法改正を考える」実施報告

再審法改正実現本部 委員 津田 二郎 (57 期)



(左から)村山浩昭会員、鴨志田祐美弁護士(京都弁護士会)、徳田靖之弁護士(大分県弁護士会)、河井匡秀会員(司会)

2026年5月30日、「シンポジウム 再審法改正を考える—えん罪事件と死刑事件から—」(以下「本件シンポ」)が行われたので報告する。

1 再審法改正をめぐる情勢

袴田事件再審無罪を契機として、いわゆる「再審法」の不備が指摘され、その改正の必要性が広く指摘された。2024年に国会に超党派の「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」(以下「議連」)が結成され、2025年には再審請求人・弁護人への証拠開示、検察官の抗告禁止等を骨子とする「議連案」が国会に提出された(2026年1月の衆議院の解散により廃案)。

これに対し法務省は2026年2月、証拠開示に関連性を要求した上裁判官への提示に留め、開示された証拠の目的外使用の禁止、検察官抗告が禁止されないなど議連案を「改悪」する法制審答申を原案として内閣提出法案を作成した。

自民党は、同年5月、内閣提出法案を事前検討する部会で、異例にも原案を3度にわたり修正させた。野党は改めて議連案を提案した。同年6月2日現在、衆参両院で審理が進められている。

今や再審法改正問題は、大争点である。単位会主催の集会等が各地で開催され、市民の関心も大いに高まっている。

2 本件シンポの内容

本件シンポの開会に先立ち、当会の石原修会長が挨拶をした。

続いて日野町事件、大崎事件が動画で紹介された。いずれも捜査側によって自白が作られた事件であり、日野町事件は被告人死亡後の再審開始決定事件、大崎事件は3度の再審決定に対する検察官抗告により3度覆された事件で、元被告人は98歳になる。えん罪被害の人生に与える大きさを考えさせられた。

その後徳田靖之弁護士(大分県弁護士会)の特別講演「死刑執行再審として菊池事件と飯塚事件」があった。いずれも死刑執行後の再審請求事件であり、死刑執行が裁判官の判断のハードルをあげているとの指摘があった。また袴田巖さんの心身を追い詰めたものは死刑執行への恐怖だったのではないかと、死刑執行停止制度の創設の提起があった。

続けて鴨志田祐美弁護士(京都弁護士会)、当会の村山浩昭会員、徳田弁護士3名でシンポジウムを行った。法制審の組織的手続的問題点のほか、法制審答申には研究者有志や元刑事裁判官有志から反対声明が出たこと、自民党内の事前審査で異例の修正がなされた経緯や真実発見と無辜の救済の観点から政府案の修正が必要不可欠であること、再審の証拠を持たない請求人側から提起する手続きである特殊性が事案と経験を紹介しながら触れられ、証拠開示に関連性を要求することで従来なら開示されていた証拠すら開示されないおそれがあること、証拠の意味づけは裁判所にはできない以上開示は請求人らになされるべきであること、開示証拠の目的外使用禁止が多大な萎縮効果を招く可能性があること、検察官抗告によって再審公判までに著しく時間が掛かることが詳細に語られた。

会場から神山啓史弁護士(第二東京弁護士会)が、「東電事件の再審開始決定では再審請求書に記載した証拠には触れられなかった」として、再審事件の特殊性と政府案の不当性について発言した。

最後に、袴田ひで子さんのビデオメッセージが紹介され、再審法改正の必要性和弁護士らに対する期待が語られた。

閉会にあたり、当会の菊地真治副会長が挨拶をした。

日々の雑感 ～半年が過ぎて～

副会長になって早や半年、あっという間に年度の半分が経過しました。

コロナ禍以降、冠婚葬祭以外はカジュアルスタイルで仕事をしていましたが、理事者予定者となったこの3月からは、タンスの奥に仕舞い込んでいたスーツを引っ張り出し、基本的にはネクタイも着用してスーツスタイルで役員室に籠っています。幸いにも体型は5年前からさほど変わらず、仕立て直しは不要でした(笑)。この点、石原会長は夏真っ盛りでもネクタイ着用で、ジャケットを脱いだ姿も見たことがなく、執行部の一員である私もこれに倣ってジャケットにネクタイ着用で頑張っております(と言いつつ、そろそろめげそうです…)

さて、副会長になった頃、役員経験のある諸先輩方からは、「5月末の定期総会までは大変だからね」「最初の1、2か月は1日が長く感じるよ～」などと口々に聞かされ、戦々恐々としていたのですが、いざ副会長としての業務を開始すると、事情を熟知されている担当の事務局職員の皆さんに助けられ、また、これまで縁のなかった委員会でも、正副委員長をはじめ委員の皆さんに助けられ、ある程度業務をこなせているというのが実感です(全然甘いと言われそうですが…)

ただ、副会長は1人あたり平均して30超の委員会・PT・協議会を担当しているため、担当する委員会等の開催時間帯どうしても重複し、これに週2回行われる理事者会なども併せると、委員会によっては殆ど立ち会えないところもあり、委員の皆様には申し訳ないと思います(もちろん、担当事務局から適宜報告をいただくため、状況は把握しているつもりです)。

また、自分が考えていた施策を実行するには、委員

副会長 栢割 秀和 (52期)

主な担当業務：倫理、災害対策、弁政連、市民窓口、不服審査、労働法制、公益通報、中小センター、ハラスメント防止、選挙管理、公害環境、ハーグ、協同組合 等



会や事務局との事前調整が必要になるほか、規則等の改正が伴う場合には、関係委員会等への意見照会、日弁連の事前チェック、常議員会での決議など、時間を掛けて様々な手続を経る必要があるため、年度内に形にしようと思うのであれば、遅くともこの夏には手続を開始しなければならないという現実直面し、任期が1年しかない役員のできることがいかに限られているか実感しております。

しかも、その合間に、連日山のように押し寄せる稟議決裁を片付ける必要があり、さらには自分の事務所業務も重なって…全く時間が足りません(泣)。

少なくとも、次年度役員になられる方に積み残しのないよう課題・懸案を片付ける毎日です。

ところで、私は2000年春に東京弁護士会に入会してから25年以上経過しているのですが、会館には未だに知らない場所や設備があるのを思い知らされました。

地下にある災害時の非常持出備品の保管庫や非常発電設備、各階に設けられた防火設備、屋上のヘリポート(ただし着陸はできず、ホバリングのみ)など。

そんな中、つい数日前に、とある件で4階から外に出てみたところ、そこにはなんと「東京弁護士会」の名を銘した石柱が。

今の弁護士会館になってから弁護士登録をした私としては、屋上設備の谷間にひっそりと、しかし神々しくも屹立するその姿に畏敬の念を覚えずにはいませんでした。

4階の裁判所側の窓(ドア)から見るができますので、まだ存在を知らない方は来館される際に是非ともご覧になってください。

東京三弁護士会合同研修会 「成年後見実務の運用と諸問題」

2025年12月25日(木)、弁護士会館1003会議室にて、東京家庭裁判所後見センターの下澤良太裁判官、内田めぐみ裁判官、国分貴之裁判官及び上田真史裁判官をお招きし、ZOOM併用で東京三弁護士会主催の研修会「成年後見実務の運用と諸問題」を実施した。講演内容は令和7年度から運用が開始された統一書式に関する説明を含み、今後の成年後見業務を行う上で極めて有用かつ重要な事項に関するものであるため、研修会に参加できなかった会員の方々にも情報を提供すべく、内容を抜粋して紹介する。文中の「スライド」を含む研修内容全文については、オアシスニュースとしてオアシスMLで配信及び会員サイトに掲載している。本誌ではページ数の制約から掲載できなかった後見事務一般に関する東京三会員からの質問に対する家庭裁判所からの回答も掲載されているため、オアシスML及び会員サイトも是非ご確認いただきたい。

高齢者・障害者の権利に関する特別委員会

アクセスはこちらから

<https://www.toben.or.jp/members/iinkai/koureisyougai/news/20251225.html>

東京弁護士会会員サイト>委員会・法律研究部>委員会>高齢者・障害者の権利に関する特別委員会



スライド8

第1 統一書式・新たな報酬算定について

1 導入の経緯→令和7年4月から全国一斉での運用 開始済み

統一書式・新たな報酬算定について説明します。

後見人等の報酬は、最終的に裁判官が個々の事案の事情に応じて判断するものでありますが、本人の財産の管理のみならず身上の保護が適切に図られるべきことを踏まえ、後見人等の事務の内容や負担等に応じた報酬を算定すべきという方向性で、最高裁を通じて全国の家庭裁判所で検討が重ねられました。

その結果、財産の規模が事案の難易度に多かれ少なかれ影響する関係にあることから、資産額が基本報酬の考慮要素になる従前の実務を維持しつつ、

- ① 後見人等の身上保護事務に関する事情を適切に把握するための報告書式の変更、
- ② 身上保護事務の評価として、個々の法律行為等に着目して評価するのではなく、プロセス全体を見て評価していくという方針を取り入れていくこと、
- ③ 財産管理事務の評価、例えば、
 - ㊦ 資産額が非常に高額である事案については、後見人等の事務の内容と負担等に応じた報酬額として、報酬額が従前より減額になることも考え

得ること、

- ① 専門性を適切に評価するという観点から、法テラスの代理援助立替基準を参考にする等して財産管理事務を評価する、事務の難易度や発揮された専門性が高いという場合には、法テラスの代理援助立替基準の相場よりも高額な算定がされる場合もあり得ること、
- ④ 後見人等の報酬について利用者にとっての予測可能性の確保をすること

といった観点を踏まえ、後見等事務報告書や報酬付与にかかる報告の書式が全国的に統一され、既に令和7年4月から運用されています。

詳しくは、実践成年後見No.113の最高裁家庭局付による「後見等事務報告書および報酬付与の申立てにかかる統一書式の解説」をご覧ください。

スライド9

2 主な改訂の内容(2024年度の研修の復習)

次に主な改訂の内容についてみていきます。

まず初回及び定期的後見等事務報告書について、財産管理事務に関する報告だけでなく、後見人等が民法858条の意思尊重義務・身上配慮義務を履行しているかという点に着目し、後見人等が本人に対し、

身上配慮義務を果たす前提として、後見等事務の方針が本人の意思に沿ったものかどうかの確認や、本人の支援者についての情報、本人や支援者との面談等の状況などの身上保護事務に関する報告を求めることとなりました。これにより、後見人等が本人の心身・生活状況や課題、本人の意向を把握した上で今後の後見等事務を適切に行うことが期待でき、裁判所としては、後見人等に対してこのような報告を求めること自体が、身上保護を疎かにしてはならないというメッセージになっているものと考えられます。

スライド10

次に定期的後見等事務報告書と報酬付与申立事情説明書及びその別紙について、後見等事務報告書において、報告対象期間内に行った後見事務につき、「①転居」から「⑨生活保護の受給申請・申請のための相談等」まで9つの項目にわたる生活面での後見等事務、「⑩不動産の売却・処分」から「⑳破産手続・個人再生」まで11の項目にわたる財産管理面での後見等事務、①から⑳に該当しない事務として、日常的な事務を除く「㉑その他の事務」という類型化がされ、チェックボックス式で選択・報告することとされています。

その上で、報酬付与申立事情説明書において、いわゆる付加報酬の付与を求めるのであれば、「4（報酬の算定において考慮してもらいたい事情）」の「ある」にチェックを付けた上で、後見等事務報告書の①から㉑に対応する事務にチェックをし、その事務ごとに報酬付与申立事情説明書別紙の表題「別紙（ ）」の中に①～㉑の番号を明示した上で、その事務の詳細な内容や、その事務を行うに当たって特に困難であった事情や労力を要した事情などを記載していただくこととしています。

スライド11

3 旧書式による報告等への対応

統一書式の運用開始から既に8か月が経過し、皆様には統一書式を使用した報告書等の提出に概ね御協力をいただいております。

もっとも、未だに旧書式を用いて事務報告がされることもあり、それでは身上保護面での事務内容が不明確であるという問題があります。また、事務報告は

統一書式が用いられているが、報酬付与に関する書面については旧書式が用いられているものがあります。ほかには、監督人が選任されている事件で、監督人又は後見人等のどちらか一方の書面が旧書式というものもありました。

そのように旧書式が用いられているものについては、改めて統一書式による再提出をお願いしています。そうすると、報告が終了し、報酬付与の審判をする時期が必然的に遅くなりますので、旧書式ではなく、統一書式を用いるようにしてください。

スライド12

4 統一書式に関する質問・疑問・注意事項等

東京家裁後見センターに寄せられている統一書式に関する質問や疑問などの主なものについて紹介します。

まず、監督人が選任されている事件について、「(1) 監督人が報酬付与申立てをするに当たって家裁に提出すべき書面は？」という質問がよく寄せられます。これについては、監督人に選任された際に東京家裁後見センターから郵送する「監督人に選任された方へ」という書面に記載しているとおりですが、「報酬付与申立書」、「報酬付与申立事情説明書」、「監督事務報告書」、「財産目録」になります。

後見人等の報酬付与申立事情説明書には、「※報酬付与は、この説明書の内容のほか、後見等事務報告書等も踏まえて判断されます。」という記載がありますが、監督人が選任された事件において後見人等による後見等事務報告書を提出する必要はありません。統一書式は後見人等の後見等事務報告書につき、監督人が選任されている場合とそうでない場合とを区別して用意していないので、監督人が選任されている場合、当該記載は気になさらないでください。

また、旧書式では、「財産目録」に「前回との差額（増・減）」であるとか、「申立期間中における本人の収支は、○万円…の（□黒字 □赤字）」である。」といった欄があったところ、統一書式でそのような欄がなくなったことについてもよく質問が寄せられますが、従前から、裁判所の審査において、黒字・赤字それ自体をもって直ちに問題視していたものではなく、統一書式の導入をもって、裁判所の審査の在り方が変わったわけではありません。

スライド13

後見等事務報告書等の統一書式ではありませんが、先ほど提出書面の一つとして「報酬付与申立書」を挙げたところ、その「報酬付与申立書」を含む後見等関係事件に関する全国汎用書式の申立書等が最高裁ウェブサイトの後見ポータルサイトに「令和7年7月版」として掲載されたことを紹介しておきます。

こちらの申立書については従前の東京家裁後見センター専用の書式を用いることでも再提出まで求めることはありませんが、ぜひこの新しい書式をご活用ください。

従前の書式と同様ですが、太枠内、特に申立人欄・被後見人等欄の住所・氏名に誤記があると、この書式をそのまま用いて報酬付与審判をすることができないので、誤記のないよう注意をしてください。

また、「裁判所使用欄」について、「以下の欄には記載しないでください」とありますが、後見ポータルサイトに掲載されているエクセルデータをダウンロードした上で、それを用いて、あらかじめ「東京家庭裁判所」と入力していただくことは差し支えありません。

スライド14

統一書式に関する質問・疑問等に戻ります。「(2) 後見等事務報告書と報酬付与申立てにかかる書面の記載は、一方に他方を引用する方法でもよい？」という質問が寄せられます。

最高裁家庭局付の統一書式の解説にもあるように、後見等事務報告書は後見等事務の監督の観点から提出を求められる書面であるのに対し、報酬付与申立事情説明書とその別紙は報酬付与の観点から提出を求められる書面であって、両者は目的が異なるものです。したがって、ほぼ同内容の記載がされる場合でも、単に一方に他方を引用するだけではなく、それぞれの書面に簡潔に事務の内容を記載してください。添付資料は重複して提出する必要はありません。

スライド15

統一書式に関する質問・疑問等の「(3) 「報酬の算定において考慮してもらいたい事情」(付加報酬事由)等の記載方法など」

について、様々な質問や疑問が寄せられております。

報酬付与に関しては、裁判官が個々の事案ごとに諸事情を総合的に考慮して決定するものです。付加報酬付与の求めがあっても、必ず付加報酬が付与されるわけではないですし、特に身上保護事務に関する報酬の算定に当たっては、個々の法律行為の結果にのみ着目して評価するのではなく、プロセス全体をみて評価するという方向性が全国の家裁で共有されておりです。

例えば、「これはどの事務類型に当たるのか?」、「この事務は「①不動産の修繕・管理」に当たると考えてよいのか? それを「②その他の事務」に当たるとしたら報酬が変わるのか?」、「退院に伴って施設を変更した場合は②の類型なのか③の類型なのか? これを区別して事情説明書別紙を出すべきなのかどうか? 区別する、しないで報酬が変わるのか?」、「これまで通常事務と考えて対応していた事務についても記載してよいのか? 付加報酬が付与されるのか?」などの質問が寄せられます。最終的に付加報酬を付与するかどうかは個々の裁判官の判断ですが、付加報酬の付与を希望されるのであれば、報酬付与申立事情説明書の「4 (報酬の算定において考慮してもらいたい事情)」の「ある」にチェックをつけた上で、原則として事務ごとに分けて別紙を作成して提出してください。いずれの類型に当たるかも後見人等において各事務の内容を踏まえて判断いただくものですが、その実質的な業務の負担を踏まえて適切な報酬の額を付与するものですから、形式的な記載の相違が直ちに報酬額の差異に影響するものではありません。

(スライド15)

第1 統一書式・新たな報酬算定について

4 統一書式に関する質問・疑問・注意事項等

(3) 「報酬の算定において考慮してもらいたい事情」(付加報酬事由)等の記載方法など

- これまで通常事務と考えて対応していた事務についても記載してよい?
➢ 付加事由に当たるかどうか迷う場合は、とりあえず記載してください
- 事務類型①～②のいずれの類型に当たるかはどのように決めればよい?
➢ 各事務の内容を踏まえて判断ください、迷ったら「②その他」でもよいです
- 報酬付与申立事情説明書別紙は、事務ごとに分けて作成すべきなのか?
➢ 原則的に分けて作成ください(別時期の複数回の入院対応など同じ類型に入るものは分ける必要なし。入退院に続く施設移転対応など複数の類型にまたがるが一連の行為と捉えられるものを一通の別紙にまとめるかどうかは裁量)

ただし前提として、報酬付与の決定は裁判官が個々の事案ごとに諸事情を総合的に考慮して決定するもので、付加報酬付与の求めがあっても、必ず付加報酬が付与されるわけではない。特に身上保護事務に関する報酬の算定に当たっては、個々の法律行為の結果にのみ着目して評価するのではなく、プロセス全体を見て評価するという方向性が全国の家裁で共有されている。

(「統一書式の解説」参照)

15

今こそ変えるぞ！ 再審法

第12回 再審法改正の国会審議の状況について（前編）

再審法改正実現本部 本部長代行 河井 匡秀（49 期）

1 刑訴法第4編「再審」（以下、「再審法」という）の改正について、法制審議会は、本年2月12日に「刑事再審手続に関する要綱（骨子）」（以下、「要綱（骨子）」という）を採択し、法務大臣に答申した。

しかし、要綱（骨子）の内容は、①「再審の請求についての調査手続」を新たに設けたこと、②証拠開示について、裁判所に提出する方法として、その対象を「再審の請求の理由に関連すると認められる証拠」に限定したこと、③開示証拠の目的外使用を禁止したこと、④再審開始決定に対する検察官の不服申立をそのまま維持したこと等、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするという再審法改正の目的に沿ったものではなく、かえって今まで以上に救済を困難にしかねないものであった（当会の同日付の「刑事再審手続に関する法制審答申に反対し、議員立法による再審法改正の実現を求める会長声明」を参照*1）。

2 要綱（骨子）に基づき、政府の再審法改正法案が作成され、本年3月下旬から、自民党の事前審査が行われた。「えん罪被害者のための再審法改正を早期に実現する議員連盟」（以下、「議連」という）所属の議員を中心として、政府案に対して激しい反発が巻き起こり、政府は4月中の閣議決定・国会提出を目指していたが、自民党の法務部会・司法制度調査会の合同会議で承認を得られず、3度にわたって異例の修正が行われた。

その結果、①再審開始決定に対する検察官の不服申立は原則として禁止し、再審開始決定を覆すに足る「十分な根拠」がある場合に限って例外的に不服申立を認める、②調査手続において、「再審の請求の理由がないことが明らかであると認めるとき」に請求を棄却する旨の規定を削除する、という修正が行われた。

3 本年5月15日、自民党の事前審査で修正された再

審法改正案について、政府は閣議決定を行い、衆議院に提出した。

自民党の事前審査による修正は、えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするための再審法改正の目的からすれば、一歩前進ではあったが、なお不十分なものであった。

特に、証拠開示の規定について、自民党の事前審査ではほとんど修正がなされなかったため、①請求人側に対して証拠が直接開示される規定が存在しないこと、②裁判所の職権により、再審請求理由との「関連性」とは無関係に幅広く証拠が開示される規定が存在しないこと、③請求人側に送致目録が開示される規定が存在せず、証拠一覧表もインカメラで裁判所にしか開示されないこと等の問題があった。

また、請求人側に開示された証拠の目的外使用の禁止については、委縮効果の問題点が指摘されながら、そのまま維持されていた。

4 衆議院の審議では、議連に所属する与党議員のほか、野党議員を中心にして上記の点について質疑が行われ、政府案の修正協議も行われた。

その結果、①改正法の施行後5年毎に見直しを検討する対象として、証拠一覧表の開示と目的外使用の禁止について付則に明記する、②裁判所が証拠の提出や開示を勧告し、検察官が任意で応じている現在の実務運用について、引き続き適切に行うことを付則に明記する、という修正が行われた。

このような付則の修正では、上記の証拠開示や目的外使用の禁止の問題点を解消するためには極めて不十分であることは明白である。しかし、一部野党の賛成もあり、同年6月16日に衆議院で可決され、参議院に送付された。

えん罪被害者の救済を迅速かつ容易にするための再審法改正を実現するために、参議院において、さらなる充実した審議と修正が望まれる。

* 1 : <https://www.toben.or.jp/message/seimei/post-774.html>

経験者に聞く弁護士任官—Season4—

第2回 民事調停官・家事調停官の職務と魅力

元東京地方裁判所・民事調停官・会員 勝野めぐみ (53期)

東京簡易裁判所・民事調停官・会員 廣江 茜 (61期)

東京家庭裁判所・家事調停官・会員 渡邊未来子 (53期)

※本文は、2025年度夏期合同研究第17分科会において行われましたパネルディスカッション
(コーディネーター・河野匡志会員)の一部を要約したものです。

1 調停官に応募した動機

【勝野】所属している事務所のパートナー弁護士が10年ほど前に東京地方裁判所にて民事調停官をしていたのですが、所属部の裁判官や同僚の調停官にも恵まれ、大変楽しそうに仕事をしていました。その弁護士から、調停官を経験してみるといいよ、と勧められたことが大きな理由です。

【廣江】修習中から裁判官に魅力を感じていましたが、熱海で行われました司法研修所10周年記念大会に参加したとき、裁判教官であった方から裁判官に向いているのではないか、まず非常勤の裁判官をやってみたらいいのではないかと声をかけていただき、応募しようと思いました。

【渡邊】もう10年以上前から、代理人弁護士とは異なる調停官という立場から話し合いによる解決をしたいという気持ちをもっており、民間の調停ADRなどの経験を経て、応募しました。

2 調停官の職務

【勝野】週1日の勤務日は、午前9時30分ごろに出勤して午後5時に退庁できます。調停委員と事前評議を行ったうえで調停期日には全件立ち会いますので、それ以外の時間に記録を精査し、文献などを調べ、手控えを作成し、また不成立になりそうな事件については意見書案を作成するなどしております。法的論点や進め方について同室の裁判官や同僚の調停官に相談することもありますし、手続などについて担当書記官の方に教えてもらうこともあります。

東京地方裁判所民事第22部における調停事件は、申立事件もありますが、付調停事件も多く、かなり厚めの記録になっているものもあります。事件の種類は様々ですが、賃料関係、不動産の明渡し、建築紛争などが多いように思います。調停委員の選任は調停官が直接調停委員に連絡してお願いしておりますし、裁判所外で現地調査を行うこともあります。

【廣江】勤務日は午前9時30分ごろに出勤して午後5時に退庁します。期日は午前10時30分、午後1時30分及び午後3時の1日3枠が設定されておりますので、登庁後前回の登庁日以降に提出された書面や証拠を確認し、午前10時15分から調停委員と事前評議を行います。調停官は調停期日に全件立ち会いますが、3枠全てが埋まっていない日もありますので、その間に記録の精査、手控えの作成、調停条項案の作成などをし、また代理人へ連絡して、遅れている書面の提出を促したり、調停条項案の調整などを行うこともあります。担当事件は、賃料関係、不動産の明渡し、建築瑕疵を原因とする損害賠償請求などもありますが、医療過誤のほか、親族間の紛争といったような事件もあります。簡易裁判所では調停官が直接連絡して調停委員を選任することはありませんが、事件にあわせて、例えば医療過誤であれば医師の調停委員を、建築瑕疵であれば建築士の調停委員を選任していただいております。そのような事件では、その専門家調停委員のお知恵を借りながら手続きを進めております。

【渡邊】勤務日は午前9時前に出勤して午後5時30分ごろに退庁しております。出勤後、前回の出勤日以降に提出された書類を確認し、また手控えを見返し

たうえて、午前9時30分ころから調停室を回り調停委員と事前評議を行います。午前10時以降は、成立・不成立の立会いや進行協議（中間評議）を行い、空いている時間に来週の事件記録の精査などをし、午後0時45分から調停室を回り事前評議を行い、午後1時15分から調停が始まりますので、それから記録の検討や調停条項の作成などを行います。担当事件が30件前後ありますので、東京家庭裁判所では調停官が全件立会いすることはできません。調停委員との事前評議にて方針を決め、何かあれば呼んでいただくということになります。また、離婚届の提出が成立から10日以内ですので、勤務日以外の曜日に調書の決裁印を押すために裁判所へ行くこともあります。

担当事件は、夫婦関係調整、婚費分担、養育費請求、面会交流のほか、遺留分侵害額請求、親族間の紛争調停などもあります。

家事調停では調停が不成立になりますと審判に移行しますが、審判は調停官ではできません。その関係でご担当いただく裁判官がいるのですが、いつでもとても親身に相談に応じてくれますし、担当裁判官と調整しながら調停に代わる審判を書くこともあります。

3 調停官の魅力

【勝野】これまで弁護士として依頼者の利益をどう実現するかという立場で裁判所と関わってきましたが、調停官は案件に関わる当事者双方の話を直接聞き、体感できることがとても勉強になります。代理人が就いている事案では、その双方代理人との共同作業のような雰囲気の中で事案を解決できたという経験もあり、特にそのような事案では調停制度が有用な紛争解決方法であるということを実感でき、やりが

いを感じます。

【廣江】調停が成立し、双方当事者から感謝されたときに非常に嬉しいですし、弁護士では経験できなかったであろう事件を担当できることも魅力だと思います。また、専門の資格を持った調停委員の方がとても充実していて、調停でまとまる事件が多いということもわかり、代理人として民事調停を利用する機会が増えました。

【渡邊】直接双方当事者の表情をみて、その気持ちを聞くことができ、解決のための糸口や方法を見出しやすく、様子をみがちな当事者や代理人よりも踏み込んだ解決ができることに魅力を感じますし、当事者本人の表情が落ち着いたのをみるとよかったと実感できます。また、調停が成立したときの達成感を、当事者だけでなく、調停委員、担当書記官、調査官とチームとして共有できるのも弁護士にはない魅力だと思います。

4 調停官に関心のある会員へのメッセージ

【勝野】裁判官と同じ部屋で机を並べて仕事ができるというのは貴重な経験だと思います。ときおり東京地裁の調停官（13人）で集まり仕事の状況などを報告しあう機会がありますが、皆いきいきと調停官の仕事をしており、私自身も貴重な経験をさせていただいております。

【廣江】最初慣れるまでは緊張したりすることもありましたが、弁護士業務では得難い経験ができますので、少しでも関心をお持ちの方がいらっしゃれば、是非応募していただきたいと思います。

【渡邊】不安はあるかもしれませんが、同じ部屋に裁判官がおり、書記官に相談することもでき、一人ではなくチームで解決する仕事ですので、関心のある方は心配せずに応募していただけたらと思います。

弁護士任官推進委員会
からのお知らせ

関東弁護士会連合会・東京三弁護士会共催で、以下のとおり開催される予定ですので、常勤・非常勤を問わず、弁護士任官に興味のある方は是非ご参加ください。

「第34回 弁護士任官に関する説明会」

【予定】日時：2026年10月5日（月）午後3時～5時 場所：弁護士会館12階「講堂」

※参加を希望される方は、総務課（TEL 03-3581-2204）までご連絡ください。

第3回 刑事弁護人のすそ野を広げるべく、刑事弁護について
知ってもらう活動について公設事務所運営特別委員会委員
弁護士法人北千住パブリック法律事務所 渡邊 良平 (49 期)

1 刑事対応型公設事務所

北千住パブリック法律事務所（以下「北パブ」という）は、2004年4月1日に誕生した。「裁判員の参加する刑事裁判に関する法律」（裁判員法）が成立したのは2004年5月21日であり、北パブは、裁判員裁判導入に伴いこれに対応できる弁護士の養成事務所として産み出された事務所と言ってよい。

北パブにはその他に、司法過疎対策のため地方に赴任する弁護士の養成、都内にあって司法へのアクセスが乏しかった足立区民の法的駆け込み寺としての役割等、いわゆる町弁としての役割も期待されてきた。これまで地方に赴任して戻り、あるいは定着した北パブ出身の弁護士も多い。

事務所開設から22年経過した現在、刑事事件に対応する法律事務所も増え、弁護士会の裁判員裁判を含む実務研修も充実しており、当時とは情勢に変化はみられる。しかし数値の上でも肌感覚でも、当時の課題は今なお解消されていないと思われる。

2 現状

司法統計年報によれば、令和になってからの年間の刑事裁判の新受件数は、全国の地裁で25～27万件、高裁で9000件台、最高裁で4000件前後である。全国の弁護士数は4万8000人程度だから、単純計算で弁護士1人当たり年間5～6件の刑事裁判を担当しなければならないことになる。意外に多いという印象だ。刑事事件を扱わない弁護士も多いので、この数はもっと多くなる。

また、肌感覚でも、北パブでは刑事事件は頻繁に入り、所員の持ち事件も多い。裁判員事件複数を

抱えて一般事件の日程調整に手間取った経験も何度もある。

通常の民事事件も同様で、足立区及びその周辺の方から直接相談を受けると、他に頼める弁護士がいらないということで依頼されることも多く、弁護士アクセスはまだまだ十分でないのだなと肌で感じる。

私は別の一般事務所にいたこともある。弁護士増員の後、受任件数が減るという恐ろしい体験もしているが、北パブに戻ってみると、まだまだ市民の司法アクセスは十分でないことが分かり、全体の需要と供給がどこかかみ合っていないのではないかと感じている。

3 刑事弁護人のすそ野を広げる活動

したがって、刑事事件としても、刑事弁護を担う弁護士のすそ野を広げることは今も変わらず必要だ。

北パブでは、従前から、主に新たに弁護士になる方々向けに、様々な活動をしてきている。

幾つかの法科大学院と協力して、厳重な守秘義務を課したうえで、エクスターンシップ（大学で単位ももらえる）やインターンシップ（大学の単位なし）を実施し、法科大学院生には、所内での法廷弁護技術研修、相談や接見への同席、法廷傍聴、起案などをしてもらっている。法廷弁護技術研修は、裁判員裁判対象の事案を簡略化したものを題材にして所員が指導して事件の内容のブレイクストリーミング、冒頭陳述や弁論の実践、簡単な主尋問、反対尋問の練習を行う。弁護士会で行う研修の小型版というところだが、これを法科大学院生が受講する。

また、弁護士、司法修習生、法科大学院生、大学生が参加できるものとして、2カ月に1回程度、刑事実務検討会を行っている。所内外から弁護士を講師として招き、主に実践的な経験から1時間半ないし2時間程度の講義と質疑を行う。オンラインでの参加も可能で、毎回多くの方が参加している。これは事務所のウェブページ等で随時参加を案内しており、一般に開かれている。テーマとしては、これまで、「公判前整理手続」「主尋問」「反対尋問」「身体拘束からの解放」「無罪事例報告」「ケースセオリー」「少年事件」「外国人事件」「医療観察事件」「更生支援」「死刑求刑事件の弁護活動」等、様々なものが取り上げられている。講師の経験に即した実践的なものなので、読者もぜひ一度参加してみたい。

このほかにも北パブ内では、OB・OGを招いて刑事経験交流会も行われ、初代所長で、現在宮崎県弁護士会にいる前田裕司弁護士に毎回参加していただいている。

また、所員が担当している裁判員裁判事件では、公判が近くなると、担当弁護士が冒頭陳述や弁論を実践して参加者の前で披露する「裁判員リハーサル」が行われる。傍聴した所員は、皆自分のことを棚に上げて遠慮なく批判するので、実演者は大変だ。しかしこのリハーサルで叩かれることで修正がなされ、弁論もより良いものとなり、無罪判決に至ったものもある。

以上のように当事務所では、刑事弁護人のすそ野を広げるべく、特にこれから弁護士になる方を対象に、様々な取り組みをしている。

さらに年齢が下がり、こちらは毎年ではないが、足立区内の中学校から「中学生職業体験」を受け入れ、「裁判員制度とは何か」などの講義をした。

私見だが、今後の試みとしては、成功例よりもむしろ失敗例をテーマに取り上げるのは有効ではないかと思う。担当したい人は少ないと思うが。

上記のように、北パブの検討会などは主にこれから弁護士になる方を対象にするものが多い。しかし、内容は中堅・ベテラン弁護士でも十分に参考になるものなので、これからの課題は、既に弁護士何年目だが今まで刑事弁護をあまりやっておらず、改めてもう少し刑事弁護をやりたい、という方にも様々な検討会等への参加を広げて行くこと等であろう。

4 今後に向けて

刑事弁護人のすそ野の拡大に尽力している、というやや不遜な感じもする。すそ野拡大以前に、まずは弁護士個々人の、自らの技量の向上こそが不可欠であり、そもそも他人に教えるなどまだまだ早いともいえる。先年、大阪の刑事弁護の大家の弁護士の喜寿(77歳)記念祝賀会に参加した。その時その先輩弁護士が、「90歳になるまでにはもっと反対尋問が上手になりたい」と言っていたのが印象的だった。

皆、道の途中にいる。日々怠らぬ技量の向上こそが刑事弁護の質を高め、そのような弁護士の背中を見て、刑事弁護を担いたいと考える弁護士が拡大することにつながるであろう。

法律家のための税法知識

第15回 共有物分割の場合における不動産取得税の課税

税務特別委員会 副委員長 山本 常幸 (64 期)

1 共有物分割に関する地方税法の定め

不動産を取得した場合、原則として、取得者には不動産取得税が課される（地方税法（以下、「法」）73条の2第1項）。

ただし、元々共有していた不動産を共有物分割によって単独の所有とする場合には、形式的な所有権の移転として不動産取得税が課されることはないが（法73条の7第2号の3）、分割前の持分を超えて取得した部分については課税される（同号括弧書き）。

2 事例

(1) 分割に至る事情

本稿で紹介する最高裁令和2年3月19日判決（最高裁民事判例集74巻3号227頁）の事案は次の通りである。

A（原審中に死亡しXが承継した）及びXは、遺贈により各2分の1の共有持分を取得した土地を共有していたところ、これを共有物分割として、地積617㎡の土地（以下、「本件土地1」）及び地積566㎡の土地（以下、「本件土地2」）の2筆の土地に分筆の上、Aが本件土地1、Xが本件土地2をそれぞれ単独で所有することとした（以下、本件土地1と本件土地2を併せて「本件各土地」という）。

本件各土地は、財産評価基本通達を参考に、本件土地1と本件土地2の価格が同一となるように計算して分筆されたものである。

なお、本件各土地は、分筆前から構造物等によって物理的に区分されておらず、全体が駐車場として一体的に利用されていた。

(2) 本件課税処分

課税庁は、法73条の21第2項に基づき、固定資産

評価基準（法388条）により、本件各土地を併せて一画地と認定して1㎡あたりの評点数を算出し、本件各土地の評価額を算定した上で、これに本件土地1と本件各土地の地積比（617㎡／1183㎡）を乗じて本件土地1の価格を算定した。

そして、本件土地1の価格は分筆前の本件各土地の価格の2分の1相当額を超えているとして、Aに対し、持分超過部分に係る課税標準額を101万3000円、税額を3万0300円とする課税処分（以下、「本件課税処分」）が行われた。

3 隣接する宅地を一画地とすることの根拠

固定資産評価基準（法388条に基づき定められた、昭和38年12月25日自治省告示第158号、以下「評価基準」）別表第3の2は、宅地の評点数は一画地ごとに定めるとし、一画地は原則として1筆の宅地によるものと定めている。

ただし、例外的に、隣接する2筆以上の宅地について、その形状、利用状況等からみて、これを一体を成していると認められる部分に合わせる必要がある場合においては、その一体を成している部分の宅地を一画地とするものと定められている。

4 最高裁判決

もっとも、隣接する2筆以上の宅地を一画地として認定して画地計算法を適用する場合に、各筆の宅地の評点数をどのように算出するかについては、評価基準上の定めはない。

この点について最高裁は、「隣接する2筆以上の宅地を一画地として認定すべき場合とは、これらの宅地が形状、利用状況等からみて一体を成していると認

められる場合であって、この場合の各筆の宅地は、一体を成している当該画地の構成要素にすぎず、個別に客観的な交換価値を算定するのに適さないものである。そうすると、隣接する2筆以上の宅地を一画地として認定し、当該画地について画地計算法を適用する場合において、算出された当該画地の単位地積当たりの評点数は、当該画地全体に等しく当てはまるものと解するのが相当である」とした上で、各筆の宅地の評点数は「画地計算法の適用により算出された当該画地の単位地積当たりの評点数に、各筆の宅地の地積を乗ずることによって算出されるものというべきである」と述べ、このことは「共有物の分割による不動産の取得に係る持分超過部分の有無及び額の判断のため、法73条の21第2項に基づき評価基準によって当該不動産に係る不動産取得税の課税標準となるべき価格を算定する場合や、一画地を構成する各筆の宅地の所有者が異なる場合であっても、これと別異に解する理由はない」として、本件各土地の評価額を地積で按分することにより本件土地1の価格を算定し課税した本件課税処分を是認した。

5 判決を踏まえた考察

(1) 判決の前提

本件の事例は、本件各土地が、その利用方法等から、全体として一体を成していると認められ、一画地と認定されたことを前提としている。

したがって、そもそも分筆時の状況から各筆の土地が区分されているような場合には、原則通り各筆の土地をそれぞれ一画地として評価額が算定され、その評価額に差異があるかによって、持分超過部分の有無が判定されることになる。

以下は、本件と同様に、分筆後の2筆以上の土地が一画地と認められる場合について述べる。

(2) 共有物分割の際に留意すべきこと

共有する土地を分筆・分割してそれぞれの単独所有とする場合、考慮される要素は地積ではなく価格であり、価格が持分割合に等しくなるよう分割することが通常であると思われる。

本判例は、このような方法による分割の場合に、分割後の価額には関わりなく、持分割合を超える「地積」の土地を取得した者に、不動産取得税が課税され得ることを示すものである。

この点において、筆者個人としては、「(本件課税処分が) 他の合理的な計算方法を試みることなく、漫然と地積比に従ってあん分計算をして本件土地1の価格を算定したことには、違法がある」とした原審判決の方が、少なくとも結論としては妥当に思える。

本判例を前提に、不動産取得税が地積比に従って課税されるからといって、この課税を避けるために、単純に地積が等しくなるように分割し、その結果として分割後の価格において不公平が生じるといった結果は、当事者には受け入れ難いものと思われる。

また、「面積比での分割は経済的価値の移転を生じさせるため、むしろ他の租税(所得税や贈与税)が課されるおそれ」(平川英子著「共有物分割に係る不動産取得税の非課税規定にいう持分超過部分の有無の判定方法」ジュリスト臨時増刊令和2年度重要判例解説157頁(有斐閣))のあることと、不動産取得税は比較的低額(宅地の場合、課税標準は価格の2分の1、税率は3%)であることも踏まえれば、単純な地積比で分割するメリットも少ないと思われる。

したがって、一画地と認定され得る土地を価格が持分割合に等しくなるように共有物分割する場合には、不動産取得税が課税される可能性のあることに留意しつつ、これを行うべきと思われる。

2026(令和8)年2月2日開催 東京地方裁判所委員会報告
「民事調停制度の利用促進について」

東京地方裁判所委員会委員・会員 奥 国範 (54 期)

2026(令和8)年2月2日に第67回東京地方裁判所委員会が「民事調停制度の利用促進について」というテーマにより開催されました。令和4年に100周年を迎えた民事調停制度について東京地方裁判所からの説明は、森義之東京簡易裁判所判事と岩立英雄東京簡易裁判所主任書記官により行われました。

1 東京地方裁判所からの説明

民事調停制度は、民事に関する紛争について、裁判所における当事者の話し合いを通じて、民事調停法1条に定めるとおり、当事者の互譲により条理にかなない実情に即した解決を図るもので、我が国において独自に発展してきた制度である旨の説明がありました。また、訴訟のような厳格なルールがなく、手続が簡単で、合意に至れば判決と同じ効力が得られること、裁判所に納める費用が低額で、非公開の手続であるため秘密が守られ、柔軟な解決が可能であるため早期の解決も期待できるなど、民事調停手続の特徴について説明がありました。

東京簡易裁判所には、弁護士経験5年以上の民事調停官10名、調停委員400名が在籍しており、調停委員の約半数が弁護士であり、残りの半数が医師、歯科医師、獣医師、建築士、公認会計士、税理士、不動産鑑定士、一般の方などとのことです。

東京簡裁の申立件数は、特定調停が導入された平成12年から平成15年がピークで年間約6万件であったこと、その後、急激に減少して、直近10年間は年間5千件から3千件の水準で漸減状況であったこと、令和6年は賃料増額調停の増加が寄与して若干増加したが約4千件程度であったとのことです。

利用しやすい民事調停の実現に向けて、東京簡易裁判所では、令和6年5月からWEB調停を積極的に利用しており、利用ルールを守っていただける場合には当事者本人のみの場合にもWEB調停を実施している

とのことです。また、定型的な事案については、「3回調停」の取組みを実施しており、計画的な進行により迅速な解決を目指すとともに、複雑困難な事案には個別スケジュールで進行しているとのことです。

東京地方裁判所からは、広報用のリーフレットや広報動画の案内がありました。

2 意見交換

東京地方裁判所からは、調停手続を広く知ってもらい、利用を促進するためにはどのようにしたらよいか、各委員の意見が求められ、主にこの点について意見交換が行われました。

委員からは、そもそも「民事調停」というワードが分からない、何をしてくれるのかどういうシチュエーションで利用するのがよいのかが広報ツールから伝わってこない、そもそも紛争減少はよいことで無理に利用件数を伸ばす必要はないのではないかなどの厳しい意見があり、東京地方裁判所からは、司法型ADRとして裁判官が関与し、判決同様の効果が得られ、需要はあるはずとの回答がありました。また、委員からは、身近なトラブル事例を具体的に挙げて、調停手続を利用した解決までの道のりをイメージできるような広報にすべき、手続内において専門家を利用できること、弁護士等に個別に有償で依頼しなくても法的に整理された調停条項を作成してもらえることなどをアピールした方がよいのではないか、などの意見がありました。

今回は、2026(令和8)年5月28日、テーマは「刑事事件における通訳人の確保及び育成」となります。

地方裁判所委員会、家庭裁判所委員会で取り上げてほしい話題やご意見等がありましたら、下記当会バックアップ協議会担当者までご連絡ください。

***問い合わせ先：司法調査課 TEL 03-3581-2207**

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第46回 弁護士自治の獲得と東弁100年の歴史

司法改革総合センター副委員長・東京弁護士会歴史研究会 堂野 達之 (52期)

1 戦前の弁護士自治獲得への努力

1893（明治26）年制定の旧々弁護士法により、弁護士資格の登録は司法大臣の所管とされ、弁護士名簿は所属地方裁判所ごとに備え置かれました*1。弁護士会は所属地方裁判所の検事正の監督下に置かれ、司法大臣の監督にも服しました。弁護士に対する懲戒権は、控訴院に置かれた懲戒裁判所が行使しました（検事正は独自に懲戒訴追の請求可）。

旧々弁護士法の下では、弁護士の活動に外部から様々な制圧が加えられ（裁判官の退任命令、法廷での発言が官吏侮辱罪に問われる、検事正の訴追による除名、停職、過料、譴責等の懲戒処分など）、弁護士からは、弁護士の法廷における言論の自由の保障が繰り返して要求されていました。

弁護士会が自治の要求を公にした最初のものは、日本弁護士協会が1900（明治33）年の臨時総会で「弁護士会ヲ自治体トナス」との件を可決したときとされています*2。その後、弁護士自治を核とする弁護士法改正運動が活発化し、日本弁護士協会や東京弁護士会による弁護士法改正案の決議が繰り返され、1912（明治45）年から1921（大正10）年にかけて、合計4度も帝国議会に弁護士法改正案が提出されましたが、成立には至りませんでした。

1933（昭和8）年に弁護士法が全面改正され、旧弁護士法が制定されました*3。弁護士会は司法大臣の監督下に置かれ（検事正から格上げされたとも言えます）、弁護士に対する懲戒権は、司法大臣の命令又は許可により検事長が懲戒開始の申立てを行い、控訴院に置かれた懲戒裁判所が行使しました。

旧弁護士法により、弁護士会の登録拒否や弁護士による法律事務の独占など、現在の弁護士自治につながる萌芽が認められるようになったものの、戦前には完全な弁護士自治が認められるまでには至りませんでした。

2 戦後の弁護士自治の獲得

戦後、日本国憲法の制定を受けた司法制度の根本的改革の一環として、1946（昭和21）年9月、司法省に弁護士法改正準備委員会が設置されました*4。同委員会は多数の弁護士の参加により、弁護士会にほぼ完全な自治を認める弁護士法改正答申案を司法大臣に提出しました。しかし、裁判所が憲法77条を論拠として、弁護士に関する規則は最高裁判所の規則により定めるべきと反対することなどがあり、政府はこの答申案を国会に提出しませんでした。

このため、日本弁護士連合会は、1947（昭和22）年10月、上記の答申案に基づいた弁護士法の法案を作成し、議員提案として国会に提出するよう衆議院議員に促しました。1949（昭和24）年の国会において、議員立法として上記法案が提出され、参議院での一部修正を経て、衆議院で原案どおり再可決され、同年5月30日、現行弁護士法が成立しました（同年9月1日施行）。こうして、ほぼ完全な弁護士自治が法律により保障されることとなったのです。

弁護士法改正準備委員会においては、十数名の弁護士の委員が、昼夜兼行、1カ月足らずで、ほぼ完全な弁護士自治を認める草案を作成したとされています。草案は後で骨抜きにされないように条文化してまとめられ、ほぼ現行弁護士法に取り入れられています（大野正男著「職業史としての弁護士および弁護士団体の歴史」法務研究財団JLF選書144頁）。

戦後のこの時期において、ほぼ完全な弁護士自治が実現したのも、明治以来、多くの先輩弁護士達が、弁護士自治を実現するために永年努力や苦闘を続け、これらの伝統や実績の積み重ねがあったからと思わずにはいられません。

*1： https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2022_11/p29.pdf

*2： https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2023_0102/p37.pdf

*3： https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2024_0102/p31.pdf

*4： https://www.toben.or.jp/message/libra/pdf/2025_0102/P33.pdf

こんな活動しています ～法律研究部・同好会～

vol.16 金融取引法部

金融法で楽しく視野を広げる

会員 田附 周平 (65期)

金融取引法部と聞くと、堅い雰囲気の部会を想像されるかもしれません。しかし実際に参加してみると、思っていたより和やかな雰囲気で、毎月開催される定例会が楽しみのになっています。

当部では月1回の定例会で、部長・副部長をはじめ、部員が興味を持つテーマや、旬のテーマを持ち寄り、報告を行っています。講師は部員が担うこともあれば、外部の実務家や専門家をお招きすることもあります。

テーマは、銀行法や金融商品取引法など伝統的な金融分野にとどまらず、キャッシュレス決済や暗号資産、マネー・ローンダリング対策といった最新の話題も多く取り上げられます。金融分野は範囲が広いだけでなく、法改正のスピードが速く、報告を聞くたびに制度の変化や新たな法的問題を知ることができ、発見の連続です。比較的若手の部員も多く、若手弁護士が特定のテーマで専門性を磨くうえでも良い機会だと感じています。

部員には、金融機関に勤務されている方や、金融庁等での任期付公務員の経験がある方もおり、実務の生々しい話が聞けるのも魅力です。発表後の議論も活発で、様々な角度から意見が出ます。専門知識がなくても新しい世界をのぞいているような感覚で参加でき、勉強になるのは勿論のこと、知的好奇心を満たすことにもつながります。

定例会後には懇親会も開かれ、世代を超えて気軽に情報交換ができます。先輩弁護士から実務の裏話も聞ける貴重な機会です。金融分野の

法律は範囲が広く難しそう

に見えますが、実際に

は気負わず参加でき

る部会ですので、

少しでも気になる

方は、ぜひ一度

遊びにいらしてく

ださい。



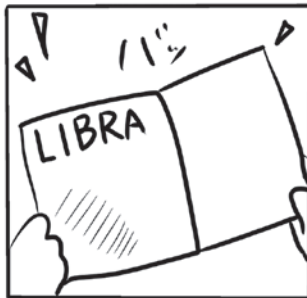
東弁公式キャラクター『べんとらー』

*問い合わせ先：業務課 TEL 03-3581-3332



こちらから読んでね

暑い日の光



わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

37期(1983/昭和58年)

幸せ体験 あっという間の2年間

会員 淵脇 みどり (37 期)



私は、1983年4月から2年間、楽しく、貴重な修習時代を送った。湯島の研修所には広い芝生のサッカーグラウンドがあり、旧岩崎邸の洋館が建っていた。入所式のあと、クラスごとに洋館の前で写真撮影をした。1クラスは約45名で10クラス、女性は全員で1クラス分の47名。女性全員の写真撮影もした。NHKの朝ドラ『虎に翼』では、女性法曹の歩みがドラマ化され、道を切り開いた先輩方の歴史を思った。

長い受験勉強から解放された私たちは、学生時代ながら、4ヶ月間の前期修習を楽しく満喫した。

1 弁護修習について

私の指導担当は、第一東京弁護士会の山田弁護士だった。お父様は現役の弁護士、お爺さまは中央大学の創設者のお一人で代言人のご家族で、事務所は、妻、長女のお二人が弁護士、長男は公認会計士という由緒ある法律家ご一族だった。先生はパイプを好まれ、事務所にはいい香りがただよっていた。

「弁護士になるなら、検察修習や裁判修習を一生懸命やりなさい」と、弁護修習についてはゆっくりさせてもらった。

2 裁判修習について

私は、正直、法廷立ち会いは、どうしても眠気が襲ってきて苦手だった。

民事部の小川裁判官から、「要件事実も大切だけれど、この紛争の本質は何か？ 何処のこじれた糸をほどけば、解決につながるかをよく考えなさい」と言われた。今でも私が事件に向かい合うときの基本となっている。

刑事裁判修習では、ある覚醒剤事案の起案を担当し

た。母親が自分で麻薬取締官に息子を連れて行ったというケースで、母親の対応に感激し、執行猶予の意見を書いた。弁護士になってから、国選で同じ被告人の弁護を担当した。その被告人が、再犯を起こしたことは残念だったが、広い東京でこんな縁もあるんだとビックリした。

3 検察修習について

検察官は皆さん強面かと思い、少し緊張したが、気さくな方が多かった。中でも「元特捜部」の修習担当検事が、私が遊び半分に作詞作曲をしていると話すと、「僕の詩に曲をつけてほしい」と、「紙飛行機」という優しくてかわいらしい詩のメモを持ってこられた。つたない曲をつけ、カセットテープに吹き込んでお渡しした。ほっこりする思い出である。一方検察修習は、甘くはなかった。取り調べ修習をはじめ、万引き捜査同行、死体解剖立ち会い、ポルノビデオ視聴と、修習時代しか経験出来ない貴重な経験も多く、いずれも強烈な印象が残っている。

4 同窓会

この原稿を引き受けて間もなく、実務修習の仲間(東京4班)の同窓会のお誘いがあり、参加した。修了以来41年間、それぞれが裁判官として、検察官として、また弁護士としても多彩な経験を重ねてきて、楽しく語り合い、あっという間に時が過ぎた。修習時代の模擬裁判の反対尋問のことを覚えている友人もいてビックリした。

改めて振り返ると、修習時代は、2年間に凝縮された貴重な経験で、その後も私の人生を支えてくれた。とても幸せだったと思う。

新人弁護士、AIを食む

会員 関 菜穂

1 はじめに

この度、77期リレーエッセイの最終回を担当させていただくことになりました。これまで77期の皆様が、それぞれの経験や思いを綴ってこられた大切な連載の締めくくりをお任せいただくこととなり、大変恐縮しております。何を書こうか悩みましたが、私が弁護士として1年ほど働いてきた中で感じた、AIとの向き合い方について、新人アソシエイト弁護士の視点から書いてみたいと思います。

2 AIを食み、成長する

弁護士になってから、日々の業務の中で、AIに触れる機会が想像したよりも多く驚きました。判例や文献の調査、書面のたたき台の作成、長い資料の要約、メール文案の作成など、AIによって効率化できる場面は多くあります。

私自身も、業務の補助としてAIを利用しています。私は社会人経験を経ずに弁護士になったため、いわゆる社会人としての「型」がほとんど身についていませんでした。メールで「平素より大変お世話になっております」の次に何を書けばよいか分からず、画面の前で手が止まっていました。

そのようなとき、AIはとても心強い存在でした。伝えたい内容を入力すると、もっともらしい文章がすぐに返ってきます。当初は、便利な道具に頼っているだけで、自分自身は何も成長していないのではないかという後ろめたさもありました。

ところが、何度もAIの文案を読み、その文案を自分なりに修正しているうちに、「この場面ではこの表現が自然だ」「ここは丁寧すぎてかえって回りくどい」「この書き方では意図が伝わりにくい」といった感覚が、

少しずつ身についた気がしています。AIは単に仕事を肩代わりするものではなく、自分の表現力や思考力を鍛える相手にもなり得るのだと気がきました。

一方で、弁護士の仕事がAIに取って代わられる不安もあります。定型的な作業は、今後さらにAIが担うことになり、アソシエイト弁護士の需要はなくなっていくことでしょう。そのとき、弁護士として自分に何ができるのかは、考え続けなければならない課題です。

私が今大切にしたいと思っているのは、新しい技術を学び、何をAIに任せ、何を自分で判断すべきかを見極め、適切に使いこなす力を磨くことです。AIを使って業務を効率化することと、自分自身の能力を高めることは、決して矛盾しないと思います。むしろ、AIを通じて得た気付きや違和感を一つ一つ自分の中に蓄積していくことで、文章力、調査力、判断力を磨くことができると思っています。

3 最後に

ところで、ここまで読んでいただいたこの文章も、実はAIに相談しながら書いた文章です。そう書くと、少し身もふたもないように聞こえるかもしれません。しかし、AIから返ってきた言葉の中から、何を自分の言葉として残すのかを考えたのは、私自身です。

AIが作った文章なのか、私が書いた文章なのか。その境界は、これからますます曖昧になっていくのかもしれませんが、それでも依頼者と向き合い、最後に責任を引き受けるのは弁護士自身です。新人弁護士として、変化を恐れず、道具に頼りすぎず、AIとともに学びながら、自分の言葉と判断で依頼者に向き合える弁護士になれるよう、日々研鑽を重ねてまいる所存です。

『神様』

川上弘美 著 中公文庫 660円(税込)

くまと歩いた、忘れられない一日

会員 中澤 泉 (69 期)



「くまにさそわれて散歩に出る。」この一文で始まる小説を、教科書で読んだ方も多いのではないだろうか。川上弘美のデビュー作にして、短篇集『神様』の表題作。第一回パスカル短篇文学新人賞に輝いた一篇である。

同じアパートの三つ隣の部屋に、本物の熊が越してくる。その「くま」と川原へ散歩に出かけ、また帰ってくる。それだけの静かな一日の話だ。

「くま」は、越してくるなり、同じ階の住人に引っ越し蕎麦を振る舞い、はがきを十枚ずつ配って回る。「わたし」の遠い親戚が、昔くまが世話になった人と知ると、そこに「縁」を感じ入る。なんて昔気質なくまだろう、と「わたし」は思う。

けれど、読み進めるうちに、その丁寧すぎるふるまいの見え方が変わってくる。人間の世界で浮かないように、怖がられないように、くまは精いっぱい気を付けているのだ。そう気づいた瞬間、彼のふるまいは笑えるものではなくなる。むしろ、胸が痛くなるほど孤独だ。

「くま」は、ようやく見つけたつながりを手放さないように、「わたし」を散歩へ誘う。散歩中も、くまの気づかいは徹底している。毛皮の分、自分のほうが暑いだろうに、「わたし」の体調を気にかける。魚を捕れば、そのまま食べずに干物にしてくれる。オレンジの皮を食べるときは、「わたし」に背を向ける。

途中で出会った子どもには、熊だ熊だとはやし立てられ、しまいには腹を叩かれる。それでも「くま」は怒らない。傷つかないはずがないのに、彼は人間の世界に居続けるため、怒ることさえ慎んでいるように見える。

別れぎわ、「くま」は初めて熊らしいふるまいを見せる。親しい人と別れるときの故郷のならわしだと、抱擁を願い出るのは。唸り声をもらし、故郷の習慣を語るその姿は、人間に合わせてきた彼が、本当の自分を見せた瞬間でもある。

応じた「わたし」は、くまの体を「思ったよりも冷たかった」と感じる。毛皮だから温かいはず、熊だから怖いはず。そんな思い込みが、少しだけほどける場面だ。

二人は、巻末の続篇「草上の昼食」にもう一度あらわれ、再び散歩に出る。そこでは、「くま」は以前より息が荒く、毛並みも密になり、抑えられない野生をのぞかせている。草原では、くまが作ったごちそうを食べる。人間の世界になじもうとして、丁寧に支度をしたのだと思うと切ない。それなのに、彼は故郷へ帰ると告げる。とうとう、この世界に居場所を見つけられなかったのだ。

帰り際に雨が降る。雷が鳴り、くまが「わたし」を包む。近くに雷が落ちたような衝撃が走ると、くまは腹の底から何度も吠えつづける。その姿に、「わたし」は恐怖を感じる。やさしい隣人でありながら、人間とは異なる自然の存在でもある。その二重性が、ひやりと胸に残る。

どんなに歩み寄っても、越えられない一線がある。自分とまるで違う隣人と、どう向き合い、どう並んで歩くのか。その問いが、静かに残る。

短篇集には、梨を食べる白い生き物や、河童、人魚といったふしぎな生き物たちの話も収められている。どれも、やさしいだけではない。ぞくりとする怖さのぞく。その両方を、この一冊で味わってほしい。



信長は、六話目に現れる。 —コテンラジオのすすめ—

会員 町田 弘香 (41 期)



2019年に始まった歴史ポッドキャスト「コテンラジオ」。Apple Podcast ランキングでも常に上位に入る人気番組である。

コテンラジオは、歴史好きの2人（深井さん、ヤンヤンさん）と、「歴史弱者」を自称する樋口さんの3人による掛け合い形式の番組だ。700話を超え、やなせたかし、西郷隆盛、エリザベス1世など人物を扱うシリーズ、日露戦争、フランス革命など国や地域を扱うシリーズ、民主主義、資本主義、科学技術など社会の仕組みをテーマにしたシリーズまで、その内容は実に幅広い。人物やテーマによっては10話以上になるシリーズも珍しくない。参考文献も公開し、丁寧な下調べに基づいて歴史を現代につなげていく。

私が最初に惹かれた理由は、そのわかりやすさと面白さだった。深井さんの分析、ヤンヤンさんの補足、そして樋口さんのリスナー目線の質問やツッコミによって、歴史が立体的に浮かび上がってくる。

コテンラジオは、歴史の語り方に大きな特徴がある。「なぜその人物が現れたのか」「なぜ国の歴史がそのようになったのか」を理解するために、何百年、時には何億年も遡る。例えば、織田信長（全12話）について語るとき、信長が登場するのは6話目から。「もののふ第0世代 爆誕」などから始まり、信長が生まれるまでの景色が描かれる。ムガール帝国（全12話）も同じだ。話は3億年前まで遡る。その背景があるからこそ、「だから、そうなったのか」と思わず膝を打つ。

また、コテンラジオでは、日本の学校ではあまり学ばない中央アジアの歴史も面白く学べる。ムガール帝国（現在のインドを中心に栄えた帝国）、オスマントルコ、チンギス・ハンを聞いていた間、「わくわく」「へー！」の連続だった。通勤電車で聞いていた私は、毎朝、事務所に着くなり事務員さんに「聞いて聞いて」と話していた。例えば、オスマン帝国では、新しいスルタン

が即位すると後継者争いを防ぐため、兄弟を殺すことを

制度として認めるようになったこと。騎馬民族はスーパーサイヤ人（『ドラゴンボール』に登場します）のように強かったこと。そんな話を聞かされていた事務員さんは、ちょっと迷惑だったのではないかなと思う。

それよりも、中央アジアといえば、私が一番驚いたのは遊牧民の国家観だった。私たちは、国とは国境の中にあり、都も決まった場所にあるものだと思っている。しかし、遊牧民（定住せず、家畜とともに広大な草原を移動しながら暮らした人々）にとっては違う。

遊牧民にとって国とは、人々の共同体そのものだった。だから固定した国境という発想も薄く、都もまた王とともに移動する。ただのテントの王宮を持って。

そんな国家観を、私は考えたこともなかった。いつの間にか、コテンラジオを通して見える世界は、それまで眺めていた世界とは、まったく違うものになっていた。

コテンラジオは、こうして「世界の見え方」を変えられるだけではない。歴史上の人物たちとも出会わせてくれる。私は、コテンラジオを聞いて、高杉晋作、西郷隆盛、アレクサンドロス大王、ハンニバル、カエサル、チンギス・ハン、三蔵法師たちと知人になった。

少年漫画のヒーローのようなアレクサンドロス大王、「ローマ殺すマン」のハンニバル、『水がないように思うのは、私がそう思っているから。』そんな唯識で砂漠を越えようとした三蔵法師。

歴史の教科書では年号と業績しか知らなかった人物たちに、いつの間にか会ったことがあるような気がしてくる。その人が生きた時代も国も、ぐっと身近になる。

気になった人物でも、国でもいい。そこからコテンラジオを始めてみてほしい。その先には、きっと思いもよらない景色が待っている。

6月20日「世界難民の日」を迎えるにあたっての会長談話

明日、6月20日は「世界難民の日」です。この日は、元々アフリカ統一機構難民条約の発効を記念する「アフリカ難民の日」でしたが、世界中で難民問題への関心を高める目的で、2000年12月4日の国際連合総会で、毎年6月20日を国際的な「世界難民の日」とすることが決議されました。

「難民」とは、人種、宗教、国籍、政治的意見、または特定の社会集団に属することを理由に迫害を受けるおそれがあるという恐怖を有するため、自国を追われた人のことをいいます（難民条約第1条A(2)）。自ら望んで自国を離れての生活を選択した「移民」の人とは異なり、生きるためにやむなく自国を離れざるを得なかった難民の方々の生活は、極めて不安定です。

2025年末の時点で、世界には紛争や迫害によって故郷を追われた人々が1億1780万人いるとされ、たくさんの人々が住み慣れた土地や家族を失い、将来に対する希望も持てずいます。そのうち自国に残ることすら出来なかった難民の方々は4160万人に上るとされており、このような人々に必要な保護を与えることは、日本も批准している難民条約上の義務とされています。

しかし、日本の2025年の難民認定率は、難民認定申請者数11,298人に対して187人と、およそ1.65%でした。諸外国と同じ難民条約上の難民該当性を判断しているにも関わらず、これは2024年の難民認定率が70.0%のカナダ、57.7%のアメリカ、42.4%のイギリスなどと比較しても、桁違いどころではない差です。この格差は、日本政府が、難民条約の要件の一つである「迫害を受けるおそれ」について、迫害を受ける人が迫害主体から個別的に把握されていることを要すると極端に狭く解釈している実情などから生じたものです（「ウクライナ避難民保護を名目とする入管法改定案の再提出に反対する会長声明」（2022年6月2日付））。

このような日本における難民認定制度の運用に対し、当会は、これまで、「政府提出の入管法改定案の強行採決に反対し、廃

案を求める会長声明」（2023年6月8日付）をはじめとした会長声明及び意見書などを通じたメッセージの発信、「世界難民の日」に合わせて関東弁護士会連合会が実施している無料法律相談会の共催、難民申請中の方々の実情について参加者と共に考えるシンポジウムの実施、特定非営利法人国連UNHCR協会との協定書の締結など、難民の方々の基本的人権を擁護するため様々な観点から積極的な活動を続けてきました。

しかしながら、入管法改定により3回目以上の難民認定申請者を強制的に送還できる制度になって以降、昨年はいわゆる「国民の安全・安心のための不法滞在者ゼロプラン」が実行され、本年5月にはその「強化推進パッケージ」が公表され、さらには難民認定申請者において数ヶ月毎に支払う必要のある在留資格更新手数料の上限が大幅に引き上げられるなど、著しく低い難民認定率はそのままに、難民申請者の置かれた状況は厳しさを増しています。

これに対して適切な声を挙げていくことこそ、基本的人権を擁護し、社会正義を実現することを使命とする弁護士の職責であり、先日も「在留審査手数料の値上げ等に関する出入国管理及び難民認定法改定に反対すると共に慎重な審議を求める会長声明」（2026年5月26日付）を発信しました。このような厳しい情勢だからこそ、「世界難民の日」をきっかけに、1人でも多くの方が、共に社会で暮らす難民や難民認定申請者の方々の声に耳を傾け、その厳しい境遇に思いを馳せ、歩み寄っていただければと思います。

当会は、今後も、難民の方々に寄り添い、適切な法的保護が与えられるべく、難民認定制度の改善に向けた活動を続けていきます。

2026(令和8)年6月19日
東京弁護士会 会長 石原 修

「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」に反対する会長声明

1 はじめに

2026(令和8)年6月16日、自由民主党、日本維新の会、国民民主党及び参政党は、「国旗の損壊等の処罰に関する法律案」（以下「本法案」という。）を衆議院に共同提出し、同26日、本法案は衆議院内閣委員会で可決された。本法案は、国旗及び国歌に関する法律に定める国旗として用いられていると社会通念上認められる有体物について、自己所有物を含め、人に著しく不快または嫌悪の情を催させるような方法により、公然と損壊、除去または汚損する行為を処罰し、2年以下の拘禁刑または20万円以下の罰金を科すものとされる。

しかし、本法案は、憲法第19条（思想及び良心の自由）、第21条第1項（表現の自由）及び第31条（適正手続の保障）等の人権を侵害するおそれが大きいものであるとともに、そもそも立法事実は存在せず、制定の必要性は存しないものである。

2 憲法第19条（思想及び良心の自由）及び第21条第1項（表現の自由）を侵害するおそれ

国旗への敬意や愛着は、一人一人の自由な心から生まれるものであり、国家が刑罰によって作り出すものではない。刑罰で

「国旗を大切にせよ」と迫ることは、国旗及びそれが象徴するものへの敬意を、心の内面にまで事実上強制するものである。

国旗を大切に思う人がいることは当然である。他方で、国や政府への批判、反対者・少数派の表現も保護されなくてはならない。国旗を尊重する自由があるのと同じく、国旗に複雑な思いを抱き批判的な表現をする自由も保障されるべきである。本法案は、国旗を尊重する表現は許す一方、国旗を批判的に扱う表現は罰するというものであり、表現の内容・観点に着目した規制そのものである。特に、他人所有の国旗を壊す行為は器物損壊罪等で対処でき、公的行事や施設の混乱も威力業務妨害罪や施設管理権等で対応できる中で、本法案を提案するというのは、自己所有の国旗を用いる批判的な表現行為を狙い撃ちするものというべきである。

表現内容に基づく規制は、民主主義の土台を傷つけるため、憲法上、最も厳しく審査されなければならない。規制が正当化されるには、真にやむを得ない規制目的が存在し、規制が当該目的の必要最小限度の達成手段として厳密に設定されていることが必要である。

この点、提出者側は、本法案の立法目的を「国旗を大切に思

う国民感情」の保護であると説明する。しかし、国旗にどのような感情を抱くか、国を思う気持ちをどのように表現するかは、個人によって異なる。ある特定の感情を「一般的」もしくは「国民感情」として国家が選別し、これに反する表現を刑罰で排除すれば、多数派の感情を理由に少数派の表現を抑え込むことになりかねず、自由な民主主義国家としての日本のあり方が変質してしまう。成熟した自由な社会では、不快な表現には刑罰ではなく反論や議論で向き合うべきである。

このように、「国旗を大切に思う国民感情」という法益の保護は、真にやむを得ない規制目的とはおよそ評価できず、憲法第19条及び第21条第1項を侵害するおそれ大きい。

3 罪刑法定主義に反し、憲法第31条（適正手続の保障）を侵害するおそれ

本法案は、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させるような方法」に当たるかを、客観的事実の総合考慮により判断し、憲法上の自由・権利に留意すると規定されている。しかし、「人に著しく不快又は嫌悪の情を催させる方法」という基準は、人によって受け止め方が異なる曖昧なものであり、判断に当たり客観的事実を総合考慮するとしても、最終的に社会通念により判断するものになる以上、「著しく不快又は嫌悪」という評価が多数者の感覚に引き寄せられてなされる危険をはらむものである。また、「不当」性の判断を第一次的には捜査機関や訴追機関に委ねるものであり、「著しく不快又は嫌悪」との評価が捜査や身柄拘束、訴追の端緒となる条文として構成されている以上、国旗の損壊等を伴う芸術表現や抗議行動、市民の政治的発言等の萎縮を招くおそれ大きい。さらに、本法案を足掛かりに、国旗損壊以外についても、権力や秩序への反抗を底流にする様々な表現を規制対象とすることにつながりかねない。附則がインターネット利用や損壊後の国旗の公然陳列等を将来の検討対象としていることも、この懸念を強める。しかも、憲法上の自由・権利に留意するとの規定を置いて、捜査・訴追・裁判の対象となること自体が表現を萎縮させるのであって、表現内容に対する著しい規制であることに変わりはない。また、3年を目途に、

国旗を大切に思う国民感情を保護するのに必要かつ十分なものとなっているかなどを検討するとの附則の内容は、国家による監視の宣言であるとも評価できるものである。人々が互いの表現を監視し、自由な意見表明を控えるような社会を招いてはならないのである。

本法案は、明確性の原則に反し、適正手続の保障を定める憲法第31条に反するおそれが大きい。

4 立法事実の不存在

「国旗損壊罪」創設の理由として、刑法第92条で、外国国旗の損壊等が処罰されるのに対して、自国国旗を損壊等しても処罰されないことを取り上げ、「外国国章損壊罪のみ存在する矛盾を解消する」ことが挙げられる。しかし、外国国章損壊罪は、刑法第2編第4章の「国交に関する罪」の中に置かれているとおり、我が国の外交作用の円滑・安全等を考慮して、かかる行為を処罰することとしたものであり、本法案とは保護法益を異にするのであるから、何ら矛盾は存しない。

1999（平成11）年に、「国旗及び国歌に関する法律」が制定されたが、その際、政府は答弁書の中で、国旗及び国歌の法制化に当たり、国旗の掲揚等に関し義務付けを行うようなことは考えておらず、また、国旗の損壊等を新たに刑罰の対象とすることは考えていない、旨回答していた（1999（平成11）年6月11日内閣総理大臣小渕恵三答弁書（内閣衆質145第31号））。

以降、今日に至るまで、国旗の損壊行為が社会に蔓延し、治安・法秩序が危機に瀕している事実も存せず、立法事実はない。

5 結語

以上のとおり、本法案は、思想・良心の自由及び表現の自由を侵害し、明確性の原則にも反し、自由な言論空間における議論を通じての民主主義の基盤を失わせかねないものであって、憲法上到底許されない。当会は、健全な民主主義に必要な不可欠な自由で多角的な議論の確保を求め、本法案に強く反対する。

2026（令和8）年6月30日
東京弁護士会 会長 石原 修

個人情報保護法改正案につき慎重審議を求める会長声明

2026（令和8）年5月26日、個人情報保護法改正案が衆議院を通過した。現在、参議院で審議中である。これはいわゆる「3年ごと見直し」といわれるものであり、デジタル技術の急速な進展に伴い、個人情報を含むデータの利活用に対する需要と個人の権利利益の保護を両立させるために必要な見直しである。

改正案について、経済的誘因のある大量の個人情報の取扱いによる悪質な違反行為を実効的に抑止するために課徴金制度を導入し、16歳未満の者が本人である場合に同意取得や通知等について当該本人の法定代理人を対象とすることを明文化する点などは評価できる。

しかし、AI開発等を含む統計作成等について、本人同意を不要とする等の特例（改正案第30条の2第1項）を設けることは、提供元が保有する氏名・住所といった個人識別情報や人種・信条・病歴などの要配慮個人情報を何ら加工せずに提供することを認めるものであり、個人の権利利益を侵害するおそれを高めるものである。

このような特例が導入されると、個人識別性のある状態で、本人同意なく、広範囲にデータが取得・分析・突合され、プロファイリングやスコアリングに利用されて、これが個人に当てはめ・評価されることによって、新たな差別やプライバシー侵害を引き起こすおそれがある（衆議院の附帯決議5項も、「広告の閲覧履歴や商品の購入履歴等から信条等の機微な情報を推知する等の精度の高いプロファイリングの手法が普及している」ことを挙げる。）。少なくとも個人識別性を無くす加工をすることを義務付けるべきである。

改正案では、統計作成等特例が適用される統計情報等の範囲（改正案第2条第13項）が法文上必ずしも明確でなく、作成された統計情報等自体の取扱いに関する規制もなく、個人の権利利益の侵害を引き起こすおそれに対する配慮が極めて不十分である。これらについては委員会規則等ではなく、法律で定めるべきである。

また、改正案は、病院などによる学術研究目的での個人情報の取扱いに関し、従前は学術研究機関に該当しないとされてい

た病院や診療所等も「学術研究機関等」に含まれることを明示する（改正案第16条第9項）として、診断・治療の方法に関する臨床症例の分析や研究に資することを目指している。医療情報については、医療の発展のための利活用の必要性が否定できない一方、ゲノム情報等取扱いの態様によっては本人のみならず家族等の権利利益への深刻な侵害を招来する危険性が高いという特質を有することから、このような部分的な対応では不十分である。医療分野の個人情報保護法を立法して対応すべきである。

デジタル化の進展により、データ化された個人情報は、大量に保存でき、移転・分析が容易となった一方で、本人が知らな

いうちに漏えいし、名簿業者等の手に渡って、特殊詐欺などの犯罪に利用されることも増えている。

このような社会状況において、法律による実効的な歯止めがないままAIの開発促進のために要配慮個人情報を含む個人情報の利活用の拡大を認める改正案は、市民の不安に応えるものになっているとはいえない。参議院においては、デジタル社会における個人情報の蓄積・漏えい・悪用の危険性を踏まえた改正案となるよう慎重な審議を求める。

2026(令和8)年7月3日

東京弁護士会 会長 石原 修

国選弁護・付添制度の基礎報酬及び各種弁護費用の抜本的改善を求める会長声明

刑事裁判及び少年審判は、国家権力により人の自由という重大な基本的人権を制限する手続である。近年、袴田事件や大川原化工機事件などの深刻なえん罪事件が後を絶たず、捜査機関側の鑑定の信用性を争う事案も多いことから、えん罪防止の生命線として、科学的・専門的検証は必要不可欠である。その一翼を担う国選弁護人や非行少年の付添人の役割はますます高まっている。令和3年時点で被疑者の86.6%、鑑別所収容少年の70.6%に国選弁護人・付添人が選任されており、本制度は司法の中核的な社会インフラである。しかし、長期にわたる構造的欠陥により持続可能性に大きな問題が生じている。

1 東京が置かれている実情

東京では、多言語事件、サイバー犯罪、「闇バイト」を契機とする「匿名・流動型犯罪グループ(トクリュウ)」による重大犯罪など、犯罪の多様化・専門化が極めて顕著である。それに伴う証拠量の膨大化や公判前整理手続への対応などで弁護人・付添人に求められる職責は劇的に重くなっている。

また、高等裁判所と最高裁判所が存在するため、全国の多種多様な事件が集まってくるところ、控訴(抗告)・上告(再抗告)事件には様々な意味で対応困難な事件が多く含まれている。

それにもかかわらず、裁判員裁判等の特殊な事件を除き、国選弁護人は原則「1件1名」しか選任されず、国選付添人も多くの場合1名しか選任されず、重大事件においても1人の弁護士が過大な労力と責任を背負っている。

2 経済的コストに見合わない著しく低廉な国選報酬

国選弁護・付添報酬は日本司法支援センター発足から約20年間ほとんど据え置かれ、標準的な事件でも数万～十数万円程度にとどまっている。

この間、最低賃金は約1.6倍となり物価も高騰した。特に東京では事務所賃料などの固定経費が高騰しており、熱心に国選弁護・付添事件を行うほど経費を差し引いた実質的報酬が目減りし、弁護士の「自己犠牲」なしには成り立たない構造的欠陥が露呈している。

3 不合理な報酬体系

現行の報酬体系は、弁護人・付添人が尽くした多大な労力や獲得した成果を正当に評価していない。いくつか例を挙げると、①被疑者段階では、基準接見回数を超えて熱心に接見を重ねても加算額が逡減される、②被告人段階では、追起訴加算は事件数に関わらず1回のみに制限され、公判加算報酬も極めて廉価、被告人段階の接見は何回・何時間重ねても接見回数に応じた手当てが全く存在しない、通訳を要する事件でも加算は存在し

ない、一審の否認事件では加算は存在しない、③国選付添事件では、追送致加算はなく、審理加算報酬は極めて廉価であり、少年との面会は何回・何時間重ねても面会回数に応じた手当てが全く存在しない、通訳を要する事件でも加算は存在しない、否認事件でも加算は存在しない、④被疑者・被告人の家族等関係者との密な連絡調整、再犯防止・社会復帰に向けた福祉専門職と連携した環境調整などにいくら時間と労力を費やしたとしても報酬に一切反映されない、⑤国選付添人の場合は環境調整加算があるものの、不処分または保護観察処分とならない限り加算されず、かつ、加算される場合でも労力に到底見合わない低廉な金額にとどまっている。

現行の報酬体系は、熱心に活動する者が自らの多大な負担において国選弁護制度を維持するという極めて不合理な状況を招いている。

4 国家予算配分における著しい立ち遅れと弁護士会独自の援助の限界

このような状況は、国選弁護・国選付添を積極的に受任しようとする弁護士の減少を招きかねず、担い手が確保できなくなれば、最終的に不利益を被るのは市民全体である。

弁護士会は会費を原資に、刑事記録の謄写や当事者鑑定費用などの援助制度を構築して国の予算不足を埋めてきたが、その財政には自ずと限界があり、これらは本来すべて国費で賄われるべきものである。

しかし、国家予算が115兆円から120兆円規模へと膨張する中、国選業務の予算は年間160億円前後と国家予算のわずか「0.01%台」にすぎない。他分野の予算が拡充される一方で、人権保障を支える経済的基盤は著しく立ち遅れている。

5 結論

以上の状況に鑑み、2003年の「国選弁護人の報酬引下げに反対し、大幅な増額を求める会長声明」から20年以上が経過した今、当会は、国会、政府、法務省、財務省及び日本司法支援センターに対し、司法予算全体を大幅に拡充した上で、以下の措置を速やかに講じるよう強く求める。

- (1) 国選弁護・付添事件の基礎報酬の実情に見合った大幅な増額
- (2) 各種弁護費用の全額公費化
- (3) 定期的かつ機動的な報酬・費用水準の見直しが可能な制度の導入

2026(令和8)年7月21日

東京弁護士会 会長 石原 修